

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282, Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出) 日興 拡大欧州株式ファンド
外国投資信託受益証券に係るファ (Nikko European Convergence Equity Fund)
ンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 2,000億円を上限とする。
外国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興 拡大欧州株式ファンド

(Nikko European Convergence Equity Fund)

(以下「ファンド」という。)

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。現在、円建クラス受益証券の１種類である。

(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券について、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.) (以下「管理会社」という。) の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とする。

(注 1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

買付が実行される評価日の受益証券 1 口当たり純資産価格。

(注 1) 「評価日」とは、各営業日または管理会社が決定するその他の日をいう。

(注 2) 「営業日」とは、(a) ニューヨーク、ロンドン、スイス (チューリッヒ)、ルクセンブルグおよびケイマン諸島の銀行営業日、(b) ニューヨークおよびロンドンの証券取引所の取引日、かつ (c) 日本の金融商品取引業者の営業日をいう。

(注 3) 受益証券 1 口当たりの発行価格については、下記 (8) 申込取扱場所に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込みについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1 万口未満	買付代金の3.24% (税抜3.00%)
1 万口以上 5 万口未満	買付代金の1.62% (税抜1.50%)
5 万口以上 10 万口未満	買付代金の0.81% (税抜0.75%)
10 万口以上	買付代金の0.54% (税抜0.50%)

(注) 管理会社および販売会社 (それぞれ以下に定義される。) が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（６）【申込単位】

50口以上 1 口単位

(注) 管理会社および販売会社が契約により申込単位について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（７）【申込期間】

平成28年4月29日（金曜日）から平成29年4月28日（金曜日）まで

- (注1) 日本における申込受付時間は、午後3時（日本時間）までとする。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。
- (注2) ファンドは、米国の居住者もしくは法人等、または、ケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。（本書別紙A 定義 「適格投資家」参照。）
- (注3) ファンドの過度の売買に携わった経験を有すると考えられる申込者からの買付注文は受付られない。
- (注4) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「S M B C日興証券」または「販売会社」という。）

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、日本において販売会社が受益証券の申込注文の成立を確認した日（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料を円貨で販売会社に支払うものとする。日本における約定日に関する買付代金の総額は、販売会社によって、最終的に保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、申込みが受領された日の後4営業日目（以下「払込期日」という。）までに円貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

S M B C日興証券は管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成17年5月12日付の契約を締結している。

販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて、「販売会社」ということがある。なお、販売会社が直接日本の受益者に販売する場合には、販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う。

(注) 販売・買戻し取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、S M B C日興証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該

約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は円貨で支払われる。

申込金額は、販売会社により各払込期日までに保管会社に円貨で払い込まれる。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は現在行われていない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の規制を受けているが、ファンドはルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資者に対しても販売されない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されない。

ファンド証券は証券取引所に上場される予定はなく、ファンド証券のための公開市場の存在は予定されていない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

日興 拡大欧州株式ファンド（以下「ファンド」という。）は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）とS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）との間で締結された2005年5月11日付信託証書（2008年4月25日、2013年4月26日および2015年6月15日付で補完済）（その後随時行われる変更を含め、以下「信託証書」という。）により、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき設立された免税ユニット・トラストである。ファンドの投資目的は、主として、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社の株式、米国預託証書（以下「ADR」という。）およびグローバル預託証書（以下「GDR」という。）への投資により長期的な信託財産の成長を追求することである。ファンドにおける信託金の限度額については定めがない。

b．ファンドの基本的性格

ファンドは、受託会社と管理会社との間で締結された信託証書（受託会社および管理会社により随時修正されうる。）によりケイマン諸島の信託法に基づき設定された、オープン・エンド型の免税ユニット・トラストである。ファンドは、円建の受益証券を募集する。ファンドは、将来、他の通貨で表示される別のクラスの受益証券を発行することができる。ファンドは、後記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3）信託期間」に記載されるところに従い終了しない限り存続する。

受益証券の発行に伴い受託会社または保管会社が受領するすべての買付手取金は、当該手取金による投資資産およびすべての収益または利益と共にファンドの全受益者の利益のために保管される。本書における「ファンド」という用語は、文脈に応じて、ファンドまたはファンドに関して行為する受託会社または業務提供会社をいう。本書における「信託財産」という用語は、その時点において、信託証書の要項に基づく信託として、ファンドに関し、受託会社により、または受託会社のために保有される資産をいう。

受託会社は、管理会社の指図により、個別シリーズに関する受益証券を随時指定および発行し、いずれかのシリーズの受益証券の様式が他のシリーズの受益証券の様式と異なる様式（（a）いずれかのシリーズの受益証券が信託財産に含まれる資産および信託財産から適切に支払われる負債に参加する方法、および各シリーズの純資産価額が計算される方法、（b）受託会社または管理会社により任命された業務提供者に支払われる報酬（管理報酬、運用報酬および買戻手数料を含むがこれらに限定されない。）がいずれかのシリーズの受益証券の保有者に対し課される方法、（c）為替ヘッジにより生じる費用および利益および/または損失がいずれかのシリーズの受益証券の保有者に対し課される方法、および（d）ファンドのその他の資産もしくは負債またはファンドに関連し発生したその他の資産もしくは負債がいずれかのシリーズの受益証券に帰属するまたは負担させる方法を含むが、これらに限定されない。）を決定する権限を有する。

日本における受益者は、販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、管理会社に受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、販売会社が各営業日の午後3時（日本時間）

までに買戻注文を受領し、管理事務代行会社に対してその後3時間以内にこれを取り次いだ場合、当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

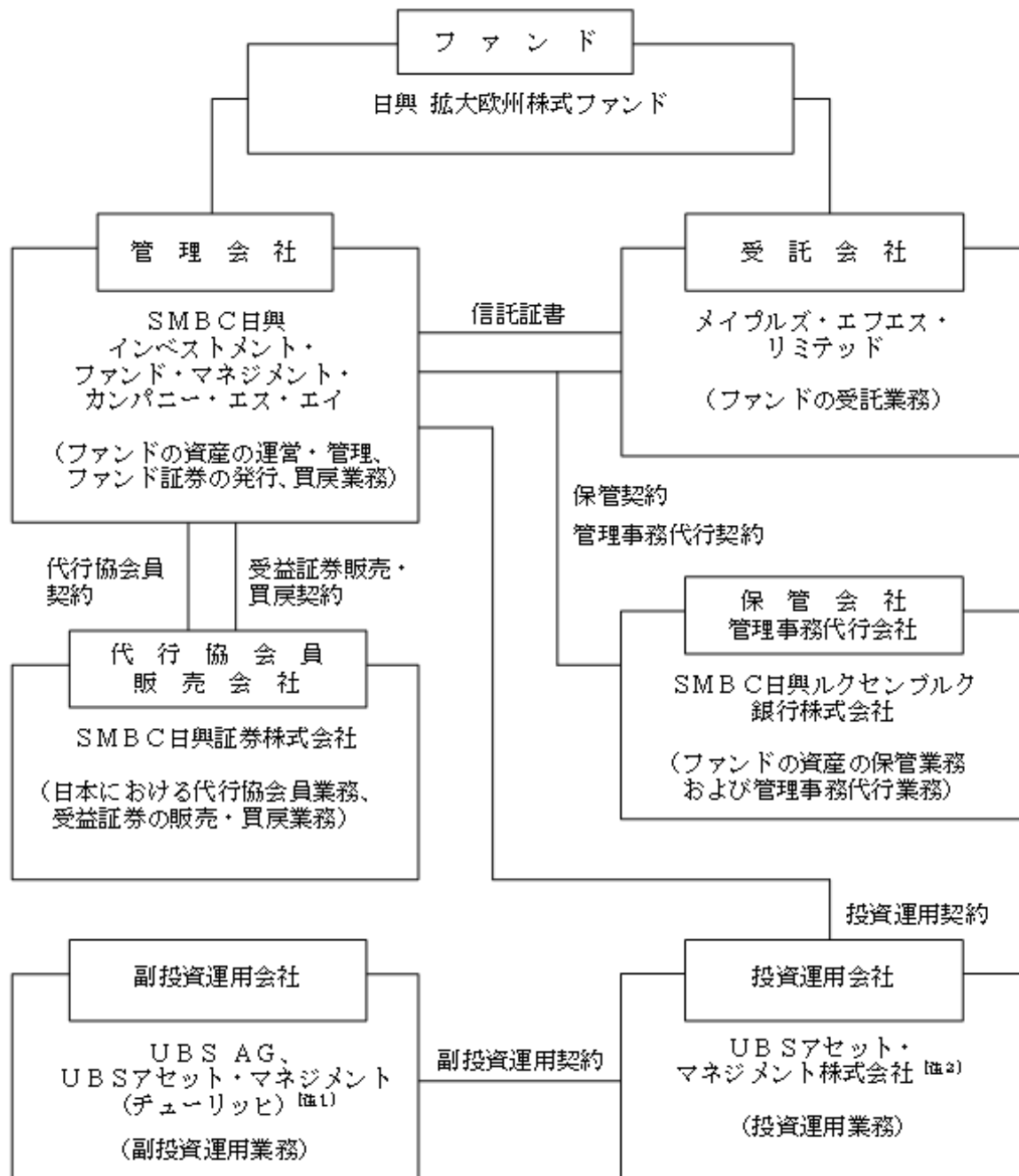
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2)【ファンドの沿革】

1992年2月27日	管理会社設立
2005年5月11日	信託証券締結
2005年6月1日	ファンドの募集開始
2005年6月30日	ファンドの運用開始(設定日)
2008年4月25日	信託証券追補締結
2013年4月26日	信託証券追補締結
2015年6月15日	信託証券追補締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注1) 2015年10月5日付でUBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)からUBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)に名称が変更された。

(注2) 2015年12月1日付でUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社からUBSアセット・マネジメント株式会社に名称が変更された。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (S M B C Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	2005年5月11日付で受託会社との間で信託証書（2008年4月25日、2013年4月26日および2015年6月15日付で補完済）を締結。管理会社はファンドの資産の運営および管理ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	2005年5月11日付で管理会社との間で信託証書（2008年4月25日、2013年4月26日および2015年6月15日付で補完済）を締結。受託会社はファンド資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (S M B C Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2005年5月11日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、ファンド資産の保管について、委任されている。 2005年5月11日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	2005年5月12日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）（改訂済）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2005年5月12日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本において受益証券の販売・買戻業務を行う。
UBSアセット・マネジメント株式会社	投資運用会社	2015年1月20日付で管理会社との間で投資運用契約（注5）を締結。投資運用業務を行う。

UBS AG、UBSアセット・ マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management (Zurich))	副投資運用会社	2015年1月20日付で投資運用 会社との間で副投資運用契約 (注6)を締結。副投資運用業 務を行う。
---	---------	--

- (注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- (注2) 管理事務代行契約とは、管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。
- (注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。
- (注5) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- (注6) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって選任された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、AIFMDに基づきオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)として認可を受けている。

() 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)(以下「2010年法」という。)第125条-2条に規定された)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

() 資本金の額

管理会社の資本金は、2016年3月末日現在、5,446,220ユーロ(約6億7,593万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,482円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.11円)による。以下、別段の記載がない限り、同じ。

() 会社の沿革

1992年2月27日設立。

() 大株主の状況

(2016年3月末日現在)

名 称	住 所(注)	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュ トゥンパー通り9A番	272,311株	100%

(注)本書日付現在の住所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

() ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者として旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

() ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）への投資信託免許の申請を義務付けている。かかる投資信託免許の交付にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格

の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2013年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

() 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

() 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法または同法に基づく規則
- 金融庁法(2013年改正)
- マネー・ロンダリング防止規則
- 免許の条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トウシュ(ケイマン諸島)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは翌年4月30日までは前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(i)当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書または適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期(毎年4月末日に終了する。)終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

いかなる受益者に対しても優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが指定する一定の期日までに提出するよう指示することができる。C

I M Aの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、C I M Aは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2013年改正）に基づき、C I M Aによって、C I M A自らまたは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2014年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（E U）法（2014年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの特徴

東欧（主に、チェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアの株式等に投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指す。

今後の同地域の経済発展に伴い、投資対象国が増えることがある。また、投資対象地域の企業の株式のADRやGDRも投資対象とする。ADRとは米国で発行されニューヨーク証券取引所に上場されている預託証券を、GDRとは主に欧州で発行されロンドン証券取引所に上場されている預託証券をいう。企業のファンダメンタルズのボトムアップ・リサーチにより計算される投資価値の分析結果と株価の乖離に着目し、長期的な株価上昇の期待が見込める銘柄に投資する。

マクロ経済分析が、市場配分に反映される。

UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行う。

UBSアセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門である。

ファンドの運用は、UBSアセット・マネジメント株式会社（投資運用会社）、UBS AG、UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）（副投資運用会社）が行う。

個別企業の調査・分析にあたっては、グローバルな株式アナリスト・チームの調査情報も活用する。

主要投資対象

投資運用会社は、ファンドの資産を、主として、（a）株式市場に上場されまたは株式市場で取引されている、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社ならびにその大半の事業がこの地域から生じている会社の株式および/または（b）上記（a）に記載される有価証券のADRまたはGDRに投資する。投資運用会社がファンドの投資対象とする国は、将来における経済環境の発展を反映して、投資運用会社の単独の裁量により増える場合がある。ファンドはまた、仕組債を含む関連商品を保有することもできる。

通常的环境下においては、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアにわたるファンドの銘柄選定は、マクロ経済、トップ・ダウンの市場評価、ボトム・アップの評価および各市場の投資リスク等、様々な要素を勘案して、各市場の相対的魅力度をもとに決定される。投資運用会社は、定期的に銘柄選定を見直し、市場の変化に応じた調整を行う。

投資運用会社は、企業の長期的な成長力、商品競争力、利益率等の投資運用会社のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・リサーチにより計算された当該企業の投資価値と、株価との格差を重視して、銘柄選定を行う。投資運用会社は、主として、長期的な株価上昇の期待が見込める株式、ADRおよびGDRに投資する。

投資運用会社は、組入れ銘柄および投資比率の決定に際し、地域別、業種別、個別企業別に分散投資を行うことを基本方針とする。

政変、軍事クーデター、為替・株式市場の著しい変化等、資産動向および市況動向が非常に不安定な場合、または特定の株式が極端に割高であると投資運用会社が判断する場合には、ファンドの受益者のため、一時的に当該株式市場におけるエクスポージャーを縮小し、ユーロ建ておよび/または米ドル建ての短期金融商品、ユーロ建ておよび/または米ドル建ての国債、現金等の付随的流動資産へ資産を移すことがある。

投資運用会社は、外貨建資産について、原則として円貨に対する為替ヘッジを行わない。

ファンド・ポートフォリオの構築

投資運用会社による株式の選択は、主に、長期的な収益の増加、商品競争力、利益率等の会社のファンダメンタルズに関するボトムアップ・リサーチにより算出された投資価値と株価との差に基づき行われる。投資運用会社は、ファンドの資産を長期的に値上がりする可能性があると予想される株式に投資する。

ボトムアップ・リサーチは、長期的な収益の増加、商品競争力、利益率等の会社のファンダメンタルズに関して行われる。様々な国々への市場配分は、マクロ経済要因を考慮に入れた相対的魅力度に基づき投資運用会社が決定する。

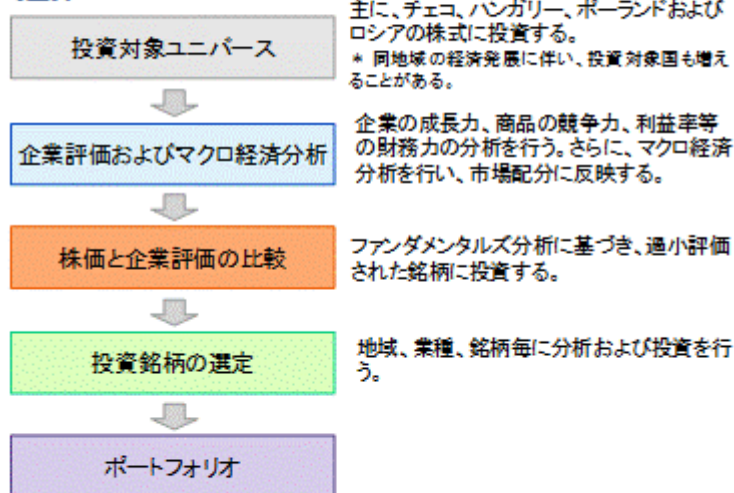
株価と有価証券の将来のキャッシュフローを左右するファンダメンタルズにより決定される投資価値との比較が行われる。

市場、セクターおよび個別の株式の分散を考慮する。

運用プロセス

- ◆ ファンダメンタルズ分析に基づいた企業評価と株価を比較し、過小評価されている銘柄に投資する。
- ◆ マクロ経済分析を行い、市場配分に反映する。

運用プロセス



- ◆ 企業調査を行うアナリストは、特定の企業のみならず、総合的な分析に従い事業分野の観点を踏まえて企業を分析する。調査プロセスには、複数の情報源（例えば、退職後の企業役員、コンサルタント、学術経験者など）を含む。

投資戦略

投資運用会社は、以下の投資戦略を用いることによりファンドの長期的な信託財産の成長を追求する。

- (1) 通常、様々な国々への市場配分は、マクロ経済、トップ・ダウン市場評価、ボトム・アップ評価、および各市場への投資に関連する様々なリスクを考慮した相対的魅力に基づき決定される。かかる市場配分は、市場の変動を反映するため定期的に見直される。
- (2) 株式の選択は、主に、長期的な収益の増加、商品競争力、利益率等の会社のファンダメンタルズに関するボトムアップ・リサーチにより算出された投資価値と株価との差に基づき行われる。ファンドは、長期的に値上がりする可能性があると考えられる株式に投資する。企業の調査を行う株式アナリストは調査対象の企業のみならず、競合する企業や取引先企業にも訪問し、徹底したファンダメンタルズ・リサーチを行う。調査プロセスにおいては、多様な情報源（例えば、退職後の企業役員、コンサルタント、学術経験者など）を活用することも重要であるとする。
- (3) ポートフォリオ保有銘柄およびポートフォリオ・ウェイトを決定する際、市場、セクターおよび個別株式の分散について考慮する。
- (4) 資金および市場環境が非常に不安定な場合（すなわち、投資対象である市場において政権交代もしくはクーデター等のカントリー・リスクが存在する場合もしくはその恐れがある場合、または外国為替市場および株式市場が非常に不安定な場合、もしくは市場が不安定になる恐れがある場合）、または株式が全般的に割高になっている場合、投資運用会社は、ファンドの投資者の利益のために、株式市場への投資を減らし、ユーロ建および/または米ドル建の短期金融商品、ユーロ建および/または米ドル建の国債および現金等の流動資産へ資産を移すことがある。
- (5) 原則として、ファンドの資産の過半は、上記の株式ならびにADR、GDR等の関連証券および仕組債に投資される。
- (6) 原則として、日本円以外の外貨建投資対象は、日本円に対し為替ヘッジを行わない。

投資目的および方針の変更

ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または関連する付属書に挿入し、当該重大な変更の効力が発生する前に、関係するファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2) 【投資対象】

投資運用会社は、ファンドの資産を、主として(a) 株式市場に上場または取引されている、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社、ならびにその事業の大部分が上記地域から生じている会社の株式および/または(b) 上記(a)に記載される有価証券のADRまたはGDRに投資するものとする。投資運用会社がファンドの投資対象とする国は、将来の経済環境の発展を反映して、投資運用会社の単独の裁量により増える場合がある。ファンドは、また、仕組債を含む関連証券を保有することができる。

デリバティブ契約（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）

ファンドは、投資運用会社の指図により、ファンドが保有するまたは購入を予定している証券の市場価格の、金利、株価または為替レートの変動に起因する不利な変動に対するヘッジの目的のためデリバティブ契約を用いることができるが、これを義務付けられているわけではない。

デリバティブ契約は、指示された証券、インデックスまたは通貨の価値の変動に基づいた資産の引渡しもしくは受領、またはキャッシュの支払を、ファンドに義務付けるまたは権利を付与するものである。デリバティブ契約には、先物契約、オプション、先渡し契約、金利、通貨および株式スワップ、キャップ、カラー、フロア、スワップション等が含まれる。

デリバティブ契約は、たとえ小規模の投資であっても、金利、株式および通貨へのポートフォリオの投資に対し、多大な影響を及ぼすことがある。従って、デリバティブの使用は、金利、株価または為替レートの変動に際し、ポートフォリオの損失を過度に増大させ、また、利益獲得の機会を減じることがある。デリバティブの価値の変動がファンド・ポートフォリオの保有証券の価値の変動と厳密に対応しない場合には、ファンドは、デリバティブの恩恵を十分に受けず、また、損失を被ることがある。

店頭デリバティブ契約のカウンターパーティー（相手方）は、債務証券の発行体と同種の信用リスクを有する。また、デリバティブの使用により、特に市場の下げ局面において、ポートフォリオの流動性が薄れ、値付が困難となることがある。

（３）【運用体制】

投資運用会社：

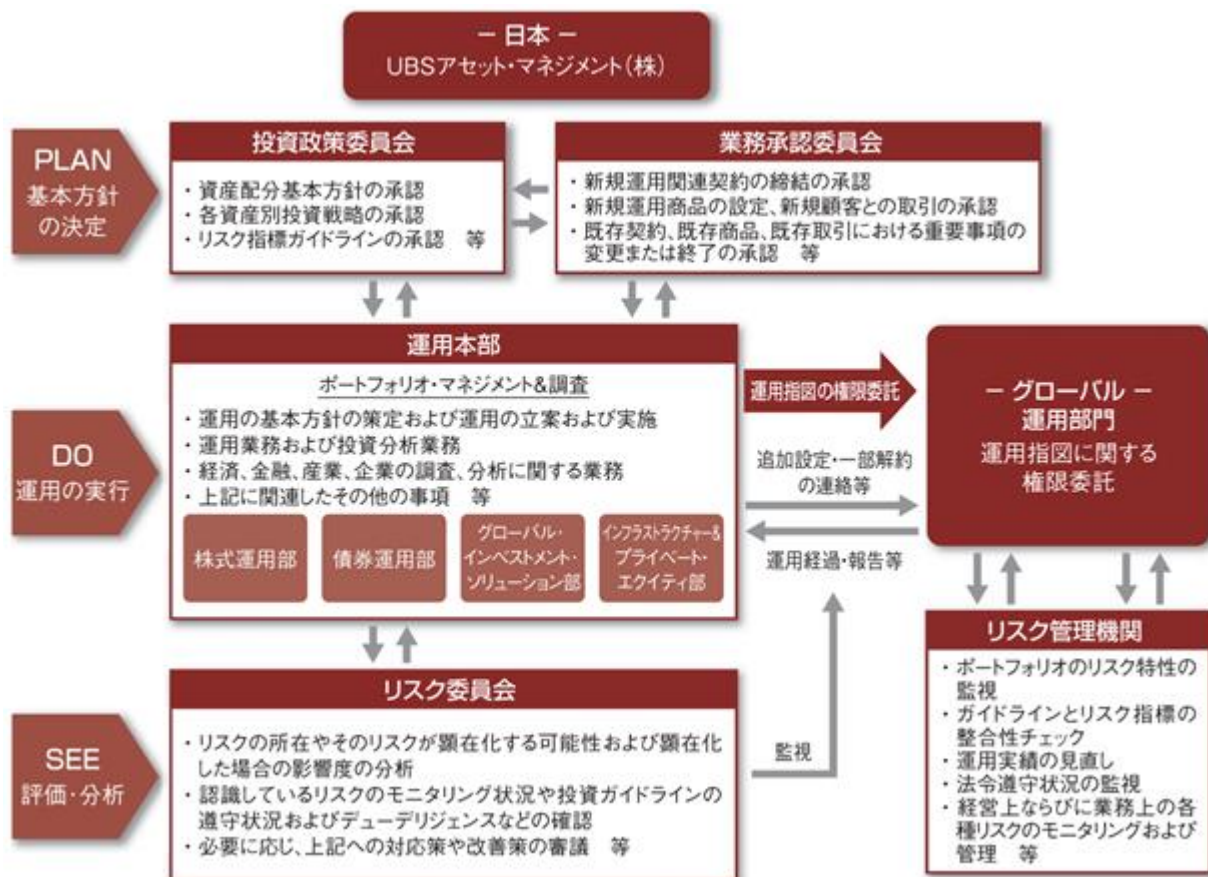
管理会社は、信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に従い、ファンドの投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント株式会社にポートフォリオ運用機能を委託している。投資運用会社は、管理会社の取締役会による全般的な規制監督および責任負担を条件に、適用ある投資目的および投資制限に従い、ファンドの資産の投資および再投資に対し責任を負う。

投資運用会社は、副投資運用契約の要項に基づき、副投資運用会社としてUBS AG、UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）を任命している。

UBS AG、UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）は、UBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループに属している。

投資運用会社の親会社であるUBS AGは、スイスを拠点とする金融機関である。

UBSアセット・マネジメント株式会社の運用体制



* 上記の体制は今後変更される場合がある。

(2016年3月末日現在)

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しては、投資運用会社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められている。当該社内規則においては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されている。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じている。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置している。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加している。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができる。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置している。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加している。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができる。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデュー・デリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置している。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長、テクノロジー部長の12名程度の構成員が参加している。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができる。

投資運用会社の親会社であるUBS AGは、総合金融機関として、強固な財務力と定評ある技術革新によって絶えず変化し続ける世界の文化との融合を実現している。また、UBS AGは、スイスを本拠地とする、世界で総合的な投資サービスを展開する金融機関である。

(4) 【分配方針】

管理会社は、投資収益および実現・未実現値上り益（管理会社は、その単独の裁量により、会計年度に生じファンドの利益または信託元本から適切に支払われるべき費用、報酬またはその他の支払（管理事務費用、立替費用および管理会社に対して支払われるべき報酬を含むがこれらに限定されない。）に関して、必要と考える金額を控除することができる。）から毎年分配を宣言することができ、また、分配金の合理的な水準を維持するために必要と判断される場合は、分配のために利用可能なその他の資金から分配することができる。管理会社は、期中分配を宣言することもできる。

分配金は、受益証券1口当たり純資産価格の水準に応じて、毎年、管理会社の裁量により支払われることがある。分配金は、ファンドの運用成績およびその他の状況により支払われない場合もある。

上記は、将来のファンドの分配金の支払およびその金額について保証されているものではない。

分配金は元本から支払われる場合があり、元本からの支払の場合、ファンドは受益者が投資した金額を払い戻すことを受益者は留意すべきである。かかる支払はファンドが運用で投資する元本金額を減額する。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （a）結果的に、ファンドが純資産総額の100%を超える価値を有する証券またはファンドの純資産総額の10%を超える価値を有する一発行体の証券を引き渡す義務を負うことになる場合、現物証券を空売りしてはならない。
- （b）ファンドは、その取得の結果、ファンドの保有する特定の会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の50%を超える場合には、当該会社の株式を取得してはならない。
- （c）ファンドが保有するいずれかの会社が発行した同一種類の証券の総数が、管理会社が運用するその他の投資信託が保有する同一種類の証券の数と合算した場合に、当該会社が発行した同一種類の証券の総数の50%を超えてはならない。
- （d）ファンドの純資産総額の15%を超えて、私募証券、非上場証券または不動産等、直ちに換金できない流動性を欠く資産に投資することはできない。上記の割合は、資産の購入時の価格または直近の市場価格のいずれによっても計算されうる。
- （e）ファンドは、土地・建物（または土地・建物に関するオプションもしくは権利。ただし、不動産会社の株式または不動産投資信託の投資証券を除く。）に投資してはならない。
- （f）ファンドは、投資対象の取得または預金の預入が貸付を構成するとされる場合以外に、貸付を行ってはならない。
- （g）借入金に関するいかなる者の負債または債務を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負ってはならない。
- （h）結果的にファンドの資産総額の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項に基づく「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、いかなる投資対象も購入または追加購入してはならない。
- （i）ファンドは、現物商品、商品オプションまたは商品为基础とする投資対象に投資してはならない。
- （j）ファンドは、法律上または経営上の支配権を行使する目的で企業に投資してはならない。ただし、管理会社はファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を行使することができる。
- （k）管理会社は、自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠けもしくはファンド資産の運用の適正を害する取引を行わない。

上記の投資制限に加え、ファンドはその資産の投資に関し以下の投資制限に従う。

- デリバティブへの投資の制限

ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っている。

ファンドに関し、投資運用会社はデリバティブ取引等の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

管理会社は、ファンドのいずれかの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻しなどの結果として、ファンドに適用される投資制限を超えた場合、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、管理会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮し、合理的に可能な措置を講じる。

借入制限

管理会社は、ファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、その時点のファンドの借入総額の元本金額が直前の評価日現在の純資産総額の10%を超えないこ

とを条件とする。管理会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払を担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、ファンドのために、

(イ) ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総価値が空売りの結果かかる空売りの直後にファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

(ロ) ファンドのために行われる借入れの残高の総額が借入れの結果かかる借入れ直後にファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

(i) 特殊事情（ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えることができるものとし、

() (a) ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

(b) 管理会社が、ファンドの資産の健全な運営の確保またはファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ロ）項において言及される借入制限を超えることができるものとする。

(ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

(ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果、取得直後にファンドが保有するかかる投資対象の総価値がファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

(ホ) ファンドの受益者の利益を損なうか、またはファンドの資産の適切な運用に違反する取引（ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。

(ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

() 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

() マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

() ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドは、以下で検討する事項を含む特別な考慮およびリスクにかかわる事業を行う。ファンドの投資目的が達成される、または投資元本が返還されるという保証はなく、投資結果は、月次、四半期または年次ベースで大きく変動する可能性がある。ファンドへの投資は、「完全な投資計画」を表すものではない。

投資を行おうとする者は、以下に掲げる特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下に掲げるものはすべてを網羅するものではない。

主要な投資リスク

運用リスク

- ・ファンドが組み入れた証券のファンダメンタル的な価値に関する投資運用会社の判断が誤りであるリスク

株式投資に関するリスク

- ・ファンドが主要投資対象とする株式市場が下落するリスク
- ・ファンドのポートフォリオが組み入れている企業に関する否定的な報道等の不利な事象が、当該企業の株式価値を下落させるリスク

為替リスク

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わない。東欧およびロシアの通貨が円に対して上昇した場合、当該通貨の未実現・実現益はファンドの純資産総額の上昇に寄与する。反対に、東欧およびロシアの通貨が円に対して下落した場合、当該通貨の未実現・実現損はファンドの純資産総額を下落させる一因となる。円で投資を行う投資者は、為替リスクにさらされる。

ファンドの受益証券は円建てであるが、ファンドは様々な通貨建て証券に資産を投資することがあり、一部の通貨は自由に交換できない可能性がある。基準通貨で表示されたファンドの純資産額は、基準通貨とファンドの投資の表示通貨との為替レートの変動に従って変化するため、ファンドは為替リスクにさらされる。

結果的な為替リスクをヘッジすることは不可能である。原則として、日本円以外の外貨建投資対象は日本円に対し為替ヘッジを行わない。ただし、管理会社および投資運用会社は、その単独の裁量ならびに組入証券の通貨リスクをヘッジする目的および/またはポートフォリオの効率的な運用を目的に限定して、差金決済されない通貨先渡取引を行うことができる。

外国市場およびエマージング市場リスク 外国市場およびエマージング市場へのファンドの投資価値が下落したり、大きく変動したりするのは、以下の理由による。

- ・ファンドの基準通貨である円に対する外国通貨の価値の下落
- ・単一経済、貿易不均衡、未整備の社会基盤(インフラストラクチャー)、過剰債務、海外資本への依存に起因する景気の低迷や経済不安に対する脆弱性、政府の腐敗および経済運営における失策、経済改革に対する政治的支援の動員が困難であること、
- ・国有化または財産の没収、没収課税、通貨切下げ、通貨市場への介入および通貨管理、資産の移転に関する規制等の政府による不利な行為、外国人による投資への規制、法律および規則の恣意的な管理、公的債務の一方的な弁済拒否
- ・政治および社会不安、戦争および内乱
- ・流動性および効率が相対的に低い証券市場、相対的に高い取引コスト、決済の遅延、一般に入手可能な正確な情報および統一された財務報告基準の欠如、証券の値付けおよびコーポレート・アクション(企業の自己資本に関わる各種の活動)の監視が困難であること、相対的に非効果的な政府の監督
- ・近年、エマージング諸国の中には証券投資および規制に関する抜本的な改革が始まっているところもあるが、なお不明確な解釈や矛盾した適用がなされる場合がある。エマージング諸国における適用される規制の監視および実施は、なお不確実である。
- ・エマージング諸国では株式の所有権の唯一の証拠が、発行体の株主名簿に株主の名が記載されていることである場合がある。エマージング諸国においては受託者責任の概念が十分に確立しておらず、株主は経営活動により株式の希薄化または投資上の損失を被っても十分な法的救済措置を受けられないことがある。コーポレート・ガバナンスの規制は未発達であり少数株主の保護に欠けることがある。

上記の各リスクは、東欧諸国やロシア等のエマージング市場への投資において、先進国市場より深刻なものとなる。

デリバティブ・リスク ファンドのデリバティブへの投資は、その他の投資に比べ、価格変動がより急激となることがある。

投資価値の変動 ファンドへの投資の価値は、変動することがある。

その他のリスク

損失のリスク

受益者は、ファンドへの投資に関連し相当な損失を被る可能性がある。受益証券は、このリスクを受忍できる準備およびその能力があり、知識を有している投資家にのみ適している。

過去の運用実績

ファンドの過去の運用実績および受託会社、管理会社または投資運用会社の過去の運用実績は、ファンドの将来の運用実績を保証するものではない。

株式市場リスク

株価は、株式市場の全体的な下落により低下することがある。

譲渡可能証券の価格変動 リスク

ファンドは、（外国投資家に対し売買および持出しに関する現地の規制が課される）特定の国の当該現地株式の価格変動を反映する譲渡可能証券にも投資することがある。（ファンドにおける「譲渡可能証券」は、ユーロ市場において発行される仕組債である。本書作成時点において、特定の国で、米ドル建の仕組債を通じた株式投資が行われている。かかる譲渡可能証券は、主要な投資銀行により発行されるワラントの一種である。）かかる譲渡可能証券の価格は通常、特定の国の当該現地株式の価格変動を反映する。さらに現地通貨と譲渡可能証券の基礎通貨である米ドルとの為替レート、および発行体または譲渡可能証券の支払義務を引き受ける当事者の信用力の変動に伴って変動する。

現物株式の発行体または譲渡可能証券の支払義務を引き受ける当事者の財務状況の悪化、経営の失策および倒産等の要因により、譲渡可能証券の元本および利息が償還日に支払われないリスクが生じることがある。かかるデフォルトが生じたかもしくは生じる可能性が高い場合には、譲渡可能証券の価格は下落する。

金利リスク

ファンドの純資産価額は、金利変動に応じて変動する。金利リスクには、金利が下がった場合に債券の市場価格が上昇する傾向を有することが含まれている。逆に、金利上昇の場面では、債券の市場価格は下落する傾向にある。金利が上昇した場合、原則として、ファンドの投資対象の価額の下落が予想される。

投資運用会社のリスク

ファンドの運用成績は、投資運用会社がファンドの資産の投資に成功することができる能力に依拠している。投資運用会社が成功することの保証はない。

流動性の欠如のリスク

受益証券の市場はなく、流通市場が今後成立する見込みもない。受益証券は日々買戻しできるが、一定の状況において買戻しが停止されることがある。受益者がファンドへの投資の一部を回収するためには、受益証券の買戻請求権を行使しなければならない。受益証券は、関連する評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買戻されるため、受益者は、買戻請求を提出した時点においては正確な受益証券の買戻価格を知ることができない。買戻代金の支払いは、流動性の欠如のため遅れることがある。

ファンドは、一定の非常事態の場合またはファンドが買戻請求を受諾することにより残存受益者に悪影響を及ぼすと判断した場合、買戻請求の受諾を遅らせる（買戻の有効な停止）広範な権限を有している。

税務リスク

ファンドへの投資に関しては、税務リスクが存在しており、投資取引に対する課税に関するファンドの見解が、税務当局に受け入れられるという保証はない。

規則の変更のリスク

将来の規制の変更がファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

一般的な経済状況の
リスク

投資活動の成功は、市場における価格の水準および変動率ならびに流動性に影響を与える一般的な経済状況の影響を受ける。投資運用会社は、一定の市場状況がかなりの長期にわたった場合、その目的を達成することができない可能性がある。

市場参加リスク

ファンドが投資に際し利用する証券会社および銀行等の機関は、当該相手方の運営能力や資本状況を損なう財務上の問題に直面する可能性がある。

投資対象の流動性欠如の リスク

ファンドは非流動性資産に投資することがある。流動性の欠如によりリスクが増加し、市場が変化しているときに投資運用会社がポジションを決済することができなくなる可能性がある。ファンドは、上場および非上場証券のいずれにも投資することができる。多くの有価証券は、様々な証券の発行体の本店が所在している国の証券取引所または規制ある市場が利用できる最善の市場である場合、当該取引所または市場において購入される。米国、英国および日本の主要市場以外の市場および取引所は、取引量および流動性を増しつつあるものの、一般的に、流動性に乏しく、取引量もかなり少ない。米国、英国および日本の市場より小規模な市場において取引されている企業の証券は、米国、英国および日本のより大規模な市場または取引所において取引されている証券に比べて流動性に欠け、価格変動性が高い。同様に、異なる市場においては、日々の取引量、流動性および価格変動性が相当異なっている。米国以外の取引所における固定手数料は、米国取引所の交渉可能な手数料に比べて一般的に高額である。ファンドは、ポートフォリオの取引を行うにあたり、純収益が最も有利になるように努力する。

追加の税金および賦課金に 対する不払のリスク

各受益者は、地方税またはファンドによる受益証券に関する支払に適用されるその他の同様の賦課金または手数料を含み、これらに限定されない、法域、政府または規制当局によるすべての税金について、政府および規制当局に対し責任を負い、引き受ける。ファンドは、ファンドにより受益証券に関してなされた支払から源泉徴収または控除することが義務付けられている税金、賦課金または手数料について受益者に追加額を支払わない。ファンドは、適用ある源泉徴収税率の引上げにより増加した源泉徴収税の追加支払額の支払について責任を負わない。

透明性の欠如のリスク

投資運用会社は、ポジションに関する情報を、秘密かつ独占的なものであると判断しており、適用される法令に基づき作成されるファンドの報告書を通じて提供される情報を除いて、現存のまたは将来の投資家にこれらの情報を提供する義務を負わない。

投資家の代理人が存在 しないことのリスク

ファンドの条件および構造は投資者により交渉されたものではない。管理会社のケイマン諸島における法律顧問であるメイプルズ・アンド・コールドーは、ケイマン諸島の法律事項に関してのみ、管理会社に対し本募集に関し、法律上の助言を提供しており、ファンドの運営および取扱いについて管理会社に助言する。しかし、メイプルズ・アンド・コールドーは、受託会社または将来の投資家を代理するものではない。将来の投資家は、受益証券の投資に伴う法律上および税務上の要素について各自の顧問に相談することが勧められる。

投資の潜在的損失の
リスク

ファンドの投資アプローチが成功するとの保証または表明はない。特に、投資運用会社の過去の実績は、必ずしも将来の実績を表すものではない。あらゆる投資において当てはまるように、ファンドへの投資のすべてまたはその一部が失われるリスクが存在している。

保管リスク

証券会社、銀行、ブローカー・ディーラーおよびその他の金融機関がファンドのポートフォリオ資産を保管し、「保管者名義」でこれらの資産を保有する場合がある。これらの者が破産または詐欺を行った場合、ファンドの運営能力または資本構成が損なわれるおそれがある。

マーケット・タイミング
および時間外取引

管理会社は、時間外取引もしくはマーケット・タイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケット・タイミング行為が疑われる者からの買付注文を拒否する権利を有する。

受益証券は投機的であり、高いリスクを伴う。これらは投資の全額を失うことも受忍できる投資家のみ適している。上記のリスク要因は、本募集に関するリスクの完全な説明を意図しているものではない。

利益相反のリスク

ファンドに関し以下のような固有のまたは潜在的な利益相反が存在している。

報酬 信託証券は、独立当事者間の交渉がなされていない。管理会社への管理報酬およびUBSの関連会社へのブローカレッジ報酬はファンドの全体的な成功または獲得収益とは無関係に支払われなければならない。

助言時期 管理会社および投資運用会社、それらの関連会社、主要な人物は、ファンドの業務に関し、その判断において合理的に必要と考えられる時間を費やす。しかし、それらの者は、管理会社および投資運用会社ならびに関連会社のその他のクライアント（他の資産プールを含む。）のために投資助言業務、証券調査およびブローカレッジ業務などを現在も提供しなくてはならず、または将来も提供することが予想されており、また、ファンドおよび受益者が何らの利害を有さないその他のビジネス・ベンチャーに携わる。これらの独立した業務活動の結果、管理会社および投資運用会社はファンドとその他のビジネス・ベンチャーまたはクライアントとの間で運営時間、業務および機能を割当ててに当たり、利益相反が生じる。

その他のクライアント、収益機会の分配 投資運用会社はファンドのためになされる投資判断について責任を負う。ファンドのための投資目的、投資哲学および投資戦略と同一または異なったその他のクライアントの勘定を管理する投資運用会社の能力に対する制限はない。実際に、投資運用会社は、現在、ファンドが採用しているのと同じまたは異なった戦略に基づいて主として株式および債券からなるポートフォリオを運営しており、今後も運営することが予想されている。ファンドと投資運用会社のその他のクライアントが同一の証券について同一日に取引を行うという判断がなされた場合、当該証券は、ファンドと他の勘定との間で、投資運用会社はその裁量により決定した方法に従って割当てられる。当

該割当により、取得できるまたは売却できる証券ポジションの価格または量に関連して、ファンドまたはその他のクライアントに悪影響が及ぶような状況が生じることがある。

独自取引 投資運用会社およびその役員、関連会社および従業員は、自らのまたはそのクライアントの勘定で証券市場およびデリバティブ市場で取引をすることができ、当該取引を行うにあたり、ファンドが保有するポジションと反対のまたはそれに先行したポジションを取り、または市場におけるポジションに関しファンドと競合することがある。当該取引は、投資機会に関する競合をもたらす結果となり、これらの者がファンドに対して負う義務に関して利益相反が生じることになる。この取引の記録は受益者の閲覧のために供されることはない。UBS関連会社の独自活動もしくはポートフォリオ戦略または他の顧客の勘定のためにUBS関連会社が運営している勘定で使用されている活動もしくは戦略は、ファンドが採用している取引および戦略と相反する可能性があり、ファンドが投資する証券および投資対象の価格および入手可能性に影響を及ぼすおそれがある。ファンドが保有する証券の発行体が、UBS関連会社が投資家となっているまたはマーケット・メイクをしている一般取引または私的取引の対象となっている証券を有していることがある。UBS関連会社の取引は、原則として、ファンドによって直接または間接に保有されているポジションに関係なく実施され、そのように保有されているポジションの価値に影響を及ぼし、発行体への利害を有するUBS関連会社がファンドの利害に悪影響を及ぼす可能性がある。

UBS関連会社は、ファンドまたはファンドに関連するデリバティブや仕組み商品に関する他の者に投資することができる。当該関連会社は、原則的に他の投資家と同一の条件に従ってではあるが、いつでも受益者に通知することなくその投資を償還することができる。当該デリバティブまたは仕組み商品のクライアントの清算による当該償還は、ファンドまたはその他の受益者の最善の利益を考慮せずに行われる可能性があり、ファンドの運営または純資産価額を損なうような大規模の償還になるおそれがある。

ブローカーへの注文業務 ファンドは、投資運用会社の関連会社であるブローカーを用いることがある。ファンドのブローカーへの注文業務において利益相反が生じる可能性がある。

ポートフォリオの評価 管理会社への報酬は、各日における各クラスの純資産価額に直接基づいており、これは、さらにこれらの日におけるファンドの資産および負債の評価に直接依拠している。ファンドの資産の一部については公表された時価が存在しない場合がある。管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、原則としてファンドの資産を評価する。市場での価格が容易に入手できない金融商品については、管理事務代行会社が、管理会社と協議の上、誠実に合理的であると判断する公正価格をもって評価する。評価は、ファンドの純資産価額、さらには管理会社はその業務に関して受取る報酬の額に直接影響を与えるため、管理会社は、このような評価を行うにあたり利益相反が生じることになる。

重要な非開示情報 投資運用会社およびその関連会社の助言、投資銀行および/またはその他の活動を原因として、投資運用会社およびその関連会社は、秘密情報もしくは重要な非公開情報に接することがあり、または一定の証券について取引を行うことが制限されることがある。管理会社は、秘密情報または重要な非公開情報を自由に開示し、またはこれらに基づいて自由に行為することはできず、またこれらの制限により、そうでなければ行うことができた取引をファンドの勘定のために行うことができない場合がある。ファンドは、そうでなければ清算または解消した投資ポジションについて凍結する。

信用供与 ファンドが、投資運用会社またはその関連会社と買戻信用供与またはポートフォリオ管理信用供与を行った場合、利益相反が生じる可能性がある。このような状況において、投資運用会社は、受益者の最善の利益のために行為するという義務と自己または関連会社のために報酬その他の収入を得るという自己の利益との間に相反が生じる。

販売会社報酬 販売会社およびその代表者は、販売手数料および継続的な報酬を受取る。したがって、受益証券の購入および買戻に関する助言を投資家に行う際に利益相反が生じるおそれがある。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行する。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしている。

また、それらの状況は定期的開催される経営委員会、リスク委員会および投資政策委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われる。また、投資運用会社は、副投資運用会社とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングする。

（3）リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

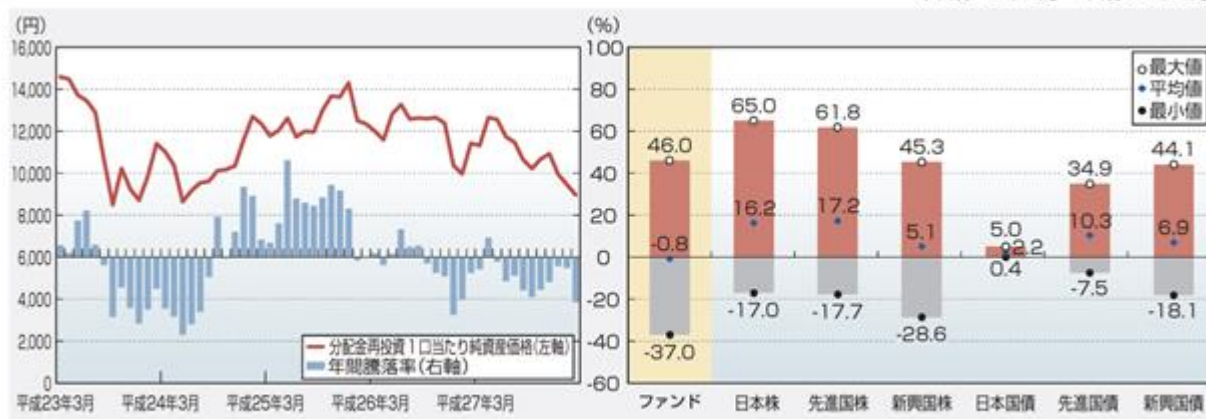
平成23年3月～平成28年2月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

(平成23年3月～平成28年2月)



出所:管理会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注4) ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注5) ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
- 新興国株.....S&P新興国総合指数
- 日本国債.....ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）
- 先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

投資家は、受益証券の発行価格の3%を上限とする申込手数料を（購入する受益証券の発行価格に加えて）支払わなくてはならない。

申込手数料は、販売会社宛またはその指示により支払われる。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	買付代金の3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	買付代金の1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	買付代金の0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	買付代金の0.54%（税抜0.50%）

管理会社および販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理報酬は、ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は906,931円であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。また、代行協会員が管理会社の承諾を得て負担した合理的な立替および現金支払費用は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は3,023,247円であった。

販売報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.79%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

販売報酬は、受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の販売報酬は23,881,275円であった。

受託報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.015%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。ただし、年間の報酬金額の下限は15,000米ドルとし、年間の報酬金額の上限は30,000米ドルとする。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の受託報酬は1,812,674円であった。

保管・管理事務代行報酬

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、保管会社および管理事務代行会社として、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.15%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。保管会社および管理事務代行会社は、ファンドのために負担した合理的な立替払費用（弁護士報酬、クーリエ費用および通信費を含むがこれらに限定されない。）について、信託財産から支払を受ける権利を有する。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の保管・管理事務代行報酬は4,535,991円であった。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.90%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。投資運用会社が管理会社の承認を得て選任した副投資運用会社または投資顧問会社の報酬は、投資運用会社によって支払われる。投資運用会社の合理的な旅費および通信費用は、管理会社によって信託財産から支払われる。

投資運用報酬は、ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は27,250,760円であった。

(4) 【その他の手数料等】

運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要なすべての事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。ファンドはその事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づく必要なその他の報告書または書類の作成および配布に係る費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知の作成および配布に係る費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。ファンドは、その他の投資会

社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがある。

ファンド設立費用

ファンドの設立費用は償却済みである。

2015年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は14,557,931円であった。

上記手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記(A)および(B)は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

(A) 日本

平成28年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律は、ファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税(現在は30%の税率)を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるため

に、自らのF A T C A上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、F A T C Aその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドへの投資ならびに/またはこれへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

(C) その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2016年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ポーランド	482,680,334	22.72
	ロシア	424,977,367	20.01
	ハンガリー	141,396,529	6.66
	チェコ共和国	122,316,337	5.76
	小計	1,171,370,567	55.14
預託証書	ロシア	919,061,171	43.26
	小計	919,061,171	43.26
小計		2,090,431,738	98.40
現金・その他の資産（負債控除後）		33,919,909	1.60
合計（純資産総額）		2,124,351,647	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年2月末日現在)

	銘柄	国・地域名	業種	保有株式数 (株)	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	SBERBANK RF (USD)	ロシア	その他の金融仲介機関	1,575,672	246.89	389,018,003	157.29	247,836,412	11.67
2.	LUKOIL PJSC -SPONS ADR-	ロシア	原油および天然ガス採掘	53,418	6,099.59	325,828,051	3,807.96	203,413,691	9.58
3.	OTP BANK RT	ハンガリー	その他の金融仲介機関	46,297	3,153.47	145,996,019	2,388.19	110,565,959	5.20
4.	NOVATEK OAO SPONS - GDR- REGS	ロシア	原油および天然ガス採掘	11,062	9,089.22	100,544,942	9,384.55	103,811,890	4.89
5.	MMC NORILSK NICKEL PJSC -ADR-	ロシア	他の採鉱および採石	72,928	1,393.75	101,643,441	1,324.78	96,613,417	4.55
6.	BANK PEKAO SA	ポーランド	その他の金融仲介機関	21,446	6,273.09	134,532,708	4,295.82	92,128,214	4.34
7.	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	ポーランド	持株会社事業	90,960	1,339.71	121,860,318	985.50	89,640,684	4.22
8.	PKO BANK POLSKI SA	ポーランド	その他の金融仲介機関	127,798	1,221.62	156,120,934	697.22	89,103,747	4.19
9.	TATNEFT PAO -SPONS ADR-	ロシア	原油および天然ガス採掘	29,107	2,676.79	77,913,237	2,849.20	82,931,765	3.90
10.	GAZPROM PAO -SPONS ADR- REGS	ロシア	原油および天然ガス採掘	204,759	1,559.35	319,290,812	399.29	81,759,152	3.85
11.	MAGNIT PJSC -SPONS GDR- REGS	ロシア	小売り(自動車・オートバイを除く)	21,013	1,854.95	38,977,996	3,729.00	78,357,582	3.69
12.	SURGUTNEFTEGAS PFD (USD)	ロシア	原油および天然ガス採掘	1,155,597	54.20	62,636,585	65.62	75,825,971	3.57
13.	MOBILE TELESYSTEMS - SPONS ADR-	ロシア	通信	94,550	1,461.45	138,179,655	799.72	75,613,247	3.56
14.	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA	ポーランド	コークス・石油製品製造	38,636	1,435.75	55,471,641	1,794.64	69,337,574	3.26
15.	KOMERCNI BANKA AS	チェコ共和国	その他の金融仲介機関	3,172	19,937.43	63,241,539	21,292.17	67,538,761	3.18
16.	ROSNEFT OJSC -GDR- REGS	ロシア	原油および天然ガス採掘	133,064	592.07	78,782,798	413.85	55,067,886	2.59
17.	CEZ AS	チェコ共和国	電気・ガス・steam・空調装置供給	32,649	3,415.79	111,522,048	1,677.77	54,777,576	2.58
18.	KGHM POLSKA MIEDZ SA	ポーランド	金属鉱物の採掘	18,661	2,930.52	54,686,439	1,907.68	35,599,299	1.68
19.	BANK ZACHODNI WBK S.A	ポーランド	その他の金融仲介機関	4,170	11,822.11	49,298,191	7,811.61	32,574,432	1.53
20.	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	ハンガリー	原油および天然ガス採掘	5,592	6,512.45	36,417,605	5,513.34	30,830,570	1.45
21.	X5 RETAIL GROUP NV - GDR- REGS	ロシア	小売り(自動車・オートバイを除く)	15,252	1,957.09	29,849,577	1,973.91	30,106,132	1.42
22.	ENERGA SA	ポーランド	電気・ガス・steam・空調装置供給	81,544	704.44	57,443,237	364.01	29,683,194	1.40
23.	PHOSAGRO OAO -GDR- REGS	ロシア	化学製品製造	20,956	1,606.36	33,662,856	1,330.98	27,892,055	1.31
24.	MAIL.RU GROUP -GDR- REGS	ロシア	通信	12,702	2,021.41	25,675,891	2,188.22	27,794,825	1.31
25.	YANDEX NV A	ロシア	出版事業	18,700	2,471.30	46,213,237	1,482.13	27,715,779	1.30
26.	SISTEMA JSFC -SPONS GDR- REGS	ロシア	持株会社事業	41,501	953.64	39,576,856	658.72	27,337,672	1.29
27.	CYFROWY POLSAT SA	ポーランド	通信	38,502	513.81	19,782,633	657.66	25,321,092	1.19
28.	MOSCOW EXCHANGE MICEX RTS (USD)	ロシア	金融市場の管理事務	171,754	167.78	28,816,970	143.33	24,617,083	1.16

29.	ALROSA AO (USD)	ロシア	他の探鉱および探石	200,349	143.55	28,760,591	102.75	20,585,315	0.97
30.	ORANGE POLSKA SA	ポーランド	通信	105,832	434.84	46,019,589	182.29	19,292,098	0.91

【投資不動産物件】

該当事項なし(2016年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2016年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産額の推移】

下記会計年度末および2016年2月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

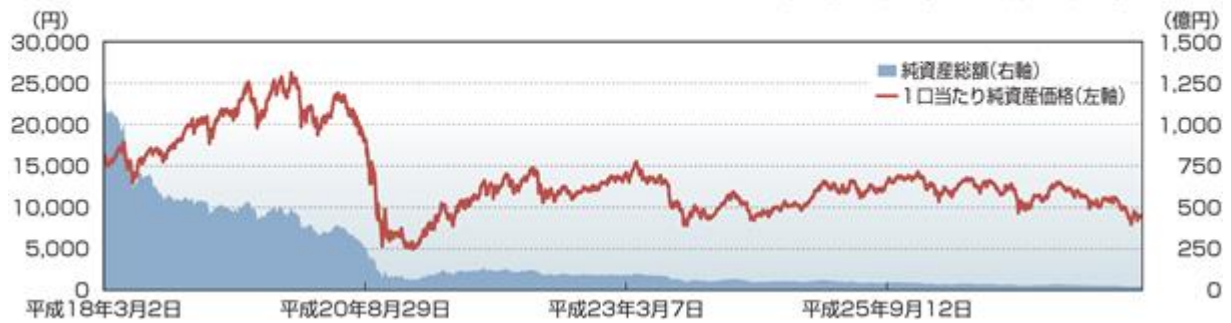
	純資産総額	1口当たり純資産価格
	百万円	円
第2会計年度 (2006年10月末日)	53,137	17,129
第3会計年度 (2007年10月末日)	49,457	25,209
第4会計年度 (2008年10月末日)	9,890	8,182
第5会計年度 (2009年10月末日)	11,925	12,141
第6会計年度 (2010年10月末日)	8,961	11,955
第7会計年度 (2011年10月末日)	6,338	10,226
第8会計年度 (2012年10月末日)	5,185	10,174
第9会計年度 (2013年10月末日)	4,653	13,669
第10会計年度 (2014年10月末日)	3,416	12,648
第11会計年度 (2015年10月末日)	2,683	10,677
2015年3月末日	3,017	11,315
4月末日	3,462	12,650
5月末日	3,344	12,559
6月末日	3,059	11,736
7月末日	2,963	11,465
8月末日	2,708	10,629
9月末日	2,591	10,219
10月末日	2,683	10,677
11月末日	2,703	10,920
12月末日	2,369	9,937
2016年1月末日	2,245	9,454

2月末日	2,124	8,965
------	-------	-------

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年3月から平成28年2月末日まで)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率(%) (注)
第2会計年度	39.00
第3会計年度	47.17
第4会計年度	-67.54
第5会計年度	48.39
第6会計年度	-1.53
第7会計年度	-14.46
第8会計年度	-0.51
第9会計年度	34.35
第10会計年度	-7.47
第11会計年度	-15.58

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の会計年度の1口当たり純資産価格(第1会計年度の場合、当初発行価格である10,000円)

< 参考情報 >



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額(税引前)を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(注2) 平成28年は1月1日から2月末日までの収益率です。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	1,463,288 (1,463,288)	6,077,403 (6,077,403)	3,102,070 (3,102,070)
第3会計年度	150,104 (150,104)	1,290,287 (1,290,287)	1,961,887 (1,961,887)
第4会計年度	129,679 (129,679)	882,726 (882,726)	1,208,840 (1,208,840)
第5会計年度	56,854 (56,854)	283,439 (283,439)	982,255 (982,255)
第6会計年度	76,730 (76,730)	309,420 (309,420)	749,565 (749,565)
第7会計年度	85,434 (85,434)	215,194 (215,194)	619,805 (619,805)
第8会計年度	40,369 (40,369)	150,553 (150,553)	509,621 (509,621)
第9会計年度	11,794 (11,794)	181,013 (181,013)	340,402 (340,402)
第10会計年度	11,371 (11,371)	81,650 (81,650)	270,123 (270,123)
第11会計年度	30,935 (30,935)	49,769 (49,769)	251,289 (251,289)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券は引続き各評価日において申込みことができ、かかる受益証券は、関連する評価日の1口当たり純資産価格（適用ある販売手数料が加算される。）により発行される。

ある評価日において買付が行われるためには、買付注文が当該評価日の午後3時（日本時間）までに販売会社により受領され、その後3時間以内にルクセンブルグの管理事務代行会社に取り次がなければならない。

各申込みに関し、受益証券の買付代金に等しい決済資金が、関連する評価日の後4営業日目までに保管会社により受領されなければならない。当該時点までに払込みのなかった受益証券は取り消される。受託会社はいつでも受益証券の募集を停止することができる。継続募集の最低申込口数は50口以上1口単位である。ただし、管理会社および販売会社の指図により受託会社が随時特定の場合について別途の口数を定める場合には、その口数とする。管理会社は、受益証券の発行口数を制限し、または受益証券を発行しないことを決定でき、その場合、当該申込代金は利息を付さずに申込人に返金される。

ファンドはいかなる理由であれ申込みを拒否する権利を留保する。ファンドへのまたはファンドからの短期または過度な取引、特に高額な取引は、ポートフォリオ運営戦略を障害し、費用を増加させることにより運用を害する。したがって、管理会社が、当該注文が短期または過度な取引であると判断した場合、ファンドは、マーケット・タイミングを行う者またはその他の者からの申込みを拒否する。この目的において、管理会社は、販売会社から提供されたファンドまたはその他のファンドへの投資家の投資履歴を検討する。しかし、管理会社は、特定の注文、特に共同購入方式によりなされた注文に関して、短期または過度な取引であり、ファンドに害を与えると判断できないことがあり、したがって、すべてのこのような注文を拒否できるとの表明を行わない。

日本における販売会社は、販売会社の独自の判断により過度の売買に携わった経験を有すると考えられる申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を行うことに合意している。すべての受益証券の短期売買が防止されるとの保証はない。

受益証券の券面は、受益者が自らの費用で発行することを要求した場合を除き、発行されない。受益者の保有および受益者名簿への記載を証した書面による確認書が各申込者に対し発行される。確認書は、受益者のリスク負担により、関連する評価日から21日以内に申込みが受理された申込者に対して郵送される。

非適格投資家

米国人およびケイマン諸島民は受益証券を購入することができず、購入者は、直接、間接を問わず米国人のために受益証券を取得するものではない旨の証明を求められる。管理会社は、（ ）その裁量により、全部または一部の受益証券の購入を拒絶することができ、また（ ）いつでも受益証券の購入もしくは保有から除外されるべき受益者により保有されている受益証券をファンドにより買い戻させることができる。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止および検出にかかる指針（2015年8月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金 / 分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- (b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所（またはいずれかの下部組織）に上場されており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、C I M Aがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るかまたは遅延した場合、関係各社は申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務もしくは雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、() テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

管理会社および日本における販売会社は、受益証券の発行にあたり、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量により、一定の国もしくは地域に居住したまたは一定の国もしくは地域において設立された人もしくは法人に対する受益証券の発行を、いつでも制限することができる。管理会社は、それが受益者全体およびファンドの利益保護のため必要な場合には、特定の人または法人の受益証券の取得を禁じることができる。

管理会社は、その裁量により、受益証券の買付の申込みまたは受益証券の買付もしくは保有を禁止されている受益者の保有する受益証券の買戻しをいつでも拒絶することができる。特に、管理会社は、欧州連合またはそのいずれかの地域において、公衆に対して受益証券の販売促進活動を行わない。受益証券は、いずれも、アメリカ合衆国の1933年証券法（改正済）に基づき登録されていない。受益証券は、米国において、または米国人に対して、直接または間接的に、募集、販売または譲渡されてはならない。

ファンドは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

（2）日本における販売

日本においては、募集期間中の営業日にファンド証券の募集が行われる。その場合、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。ある評価日に買付が行われるためには、買付注文が当該評価日の午後3時（日本時間）までに販売会社により受領され、その後3時間以内にルクセンブルグの管理事務代行会社に取り次がなければならない。

最低申込口数は50口で申込単位は1口単位である。ただし、管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

受益証券の申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	買付代金の3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	買付代金の1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	買付代金の0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	買付代金の0.54%（税抜0.50%）

ただし、管理会社および販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から申込金額の支払と引換えに取引残高報告書または他の通知書を受領する。申込金額の支払は円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、その単独の判断において、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の買付注文を拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「（1）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用される。

ファンドは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

譲渡制限

すべての受益者は、信託証券の規定に従い、自身が保有する受益証券を管理会社または管理事務代行会社はその絶対裁量により随時承認する様式による証書により譲渡することができる。ただし、譲受人は、まず該当する法域の制定法の規定もしくは政府等の要求事項もしくは規定、または当該時に有効な管理会社または管理事務代行会社の方針に従うべく、またはその他の理由により管理会社または管理事務代行会社により要求される情報を提供するものとし、また、管理会社または管理事務代行会社は、まず当該譲渡に関し事前に書面にて同意しなければならないものとする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、および（ ）譲受人が自身の勘定のために受益証券を取得すること、および（ ）受託会社はその絶対裁量により要求するその他の事項について書面で受託会社に対し表明することを要求されるものとする。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

以下の制限に従い、評価日において、受益証券は1口単位で買戻しを受けることができる。ある評価日において買戻しが行われるためには、買戻注文が当該評価日の午後3時（日本時間）までに販売会社により受領され、その後3時間以内に管理事務代行会社に対し取り次がなければならない。下記に記載された買戻しの延期または停止の期間中を除き、買戻代金の支払は、原則として関連する評価日の後4営業日目に行われる。

受益証券は、適用される買戻価格、すなわち買戻しが行われる評価日の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されるものとする。

受託会社は、その裁量により、管理会社の指図に基づき、ファンドの内部会計および評価方針にしたがい、業界の最善の慣行と合致させて偶発債務に備えて準備金を設立することができる（たとえ当該準備金がルクスGAAPに一致しない場合であっても）。当該準備金の設定は買戻しにあたり支払われる額を減少させる。控除額はファンドと同じ方法で投資され、利子付口座に預託されまたは受託会社が適切とみなすその他の方法で取り扱われる。

受益者から支払に関する指示がない場合、管理事務代行会社は、買戻手取金を受益者名簿に記載されている受益者の銀行口座に電信送金により送金するものとする。受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、かかる手続に従ったことにより生じた一切の損失について責任を負わないものとする。買戻手取金には、受渡しまでの利息は付されないものとする。

受託会社または管理会社は、信託証券の他の規定に基づき、いずれかの受益者に対する買戻金の支払額の全部または一部を留保し、受託会社または管理会社に対する当該受益者の未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、また、受益証券の買戻金の支払額またはその他の支払額から受託会社または管理会社が法律に基づき控除しなければならないもしくは控除することができるあらゆる種類の公租公課のためのその他の金額を控除することができる。

管理会社は、以下の例外的な状況において、信託証券の定めに従い、すべての受益者の利益のために、例外的に、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

- (a) 為替規制またはその他の資産移転制限により、ファンドがその事業を営むことができなくなった場合
- (b) 管理会社の意見において、残存する受益者の利益に重大な影響を与えうる大量の買戻請求があった場合

大量の買戻請求があった場合、管理会社は、ファンドが対応する資産を売却するまで、ファンドの受益証券の買戻価格の計算を延期することができる。ただし、管理会社は不必要な遅滞なく資産の売却が行われるよう努める。かかる場合、純資産価額は、ファンドが買戻請求に応じるための投資対象の売却価格に基づき計算される。

受託会社または管理会社は、その単独の裁量により、（ a ）ファンドの純資産価額が投資計画の追求のために不十分である、（ b ）受益者によりなされた表明が真実かつ正確でなかった、もしくは真実かつ正確でなくなった、またはいずれかの受益者による受益証券の継続的所有がファンドもしくはファンドの受益者に対し税務上の悪影響という過大なリスクを負わせる、または（ c ）当該受益者による受益証券の継続的所有が、ファンドもしくはそのいずれかの受益者に不利益となると判断した場合、受益証券の1口当たり純資産価格（未償却設立費用および募集費用の比例按分負担分を差し引く）で当該受益証券を強制的に買い戻すことができる。受託会社または管理会社により強制買戻しが提案された場合、買い戻される予定の受益証券を保有する受益者に対し、提案された強制買戻しに関する書面による通知が買戻しの1営業日以上5営業日以内前までに行われるものとする。受託会社または管理会社は、これに代え、当該受益証券を売却するよう受益者に指示することができるものとし、当該通知の受領後受益者は当該受益証券を適格投資家に早急に売却し、当該売却の証拠を受託会社または管理会社に提供するものとする。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの受益証券買戻請求に随時応じられるだけのファンドの組入証券の流動性を通常確保している。

なお、管理会社が米国1933年証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。

（ 2 ）日本における買戻し

日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う評価日の午後3時（日本時間）までに販売会社に通知を行うことにより、営業日において、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。受益証券は、買戻しが実行される評価日の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

大量の買戻請求があった場合、管理会社は、ファンドが対応する資産を売却するまで、ファンドの受益証券の買戻価格の計算を延期することができる。ただし、管理会社は不必要な遅滞なく資産の売却が行われるよう努める。かかる場合、純資産価額は、ファンドが買戻請求に応じるための投資対象の売却価格に基づき計算される。

買戻代金の支払は、原則として、日本における約定日（同日を含む。）から起算して日本における4営業日目に行われる。日本における約定日とは、日本において販売会社が当該注文の成立を確認した日をいい、通常、買戻注文が受領された日の日本における翌営業日である。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨によるものとする。

前記「（ 1 ）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用される。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価額の計算

ファンドの純資産価額は円貨で表示され、関連する評価日現在で、関連する評価日におけるファンドの資産価格からファンドの債務（管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含む。）を差し引いて計算する。

可能な限り、費用、報酬およびその他の負債はルクスGAAPをガイドラインとして発生させる。見込まれるまたは発生済みの費用、負債または偶発的債務に備えて準備金を設けることができる。

管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、ファンド資産を、特に以下の一般原則を規定する信託証書に従って評価する。

- ・証券取引所で取引される証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択する証券取引所またはいずれかの証券取引所の市場始値で評価されるものとする。
- ・証券取引所では取引されないが、店頭市場で取引される証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択した信頼ある情報源に基づき決定することができる。
- ・ファンドが保有する「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適切とみなしたディーラーから受領した建値に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。
- ・短期商品および銀行預金は、取得価格に経過利息を加えた額で評価されるものとし、ミューチュアル・ファンドは、その価値が決定される日における純資産価額で評価されるものとする。
- ・評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本書において指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定されるものとする。
- ・確定可能な市場価格がつけられていない資産および負債を含むその他の資産および負債のすべては、管理事務代行会社と協議の上での管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。
- ・管理会社は、資産の市場価格を反映するために当該変更が望ましいと判断する限り、管理事務代行会社と協議の上その裁量において、前述の評価を変更することができる。
- ・管理会社は、管理事務代行会社と協議の上、偶発事象、負債、不確定な評価またはその他の要因を反映するために設定された準備金が、当該資産（または特に特定の資産に帰属していない前述の要因のいずれかに関連する準備金の場合は、ファンド全体）の価値を減じるか、または減じるおそれがあると管理会社が管理事務代行会社と協議の上その裁量により決定した場合、資産の評価を減じることができる。

管理事務代行会社が採用した方針に規定されていない証券の評価に関するすべての事項は、経理処理と同様に、管理会社が決定することができ、その決定は、すべての受益者に関して最終的かつ確定的である。受託会社は、ファンドの資産の評価または純資産価額の計算に関して、管理会社または管理事務代行会社を監督する義務を負わず、また、受託会社は、管理会社または管理事務代行会社の計算ミスの原因として生じた損害について、いかなる場合にも責任を負わない。

（ロ）純資産価額の計算の停止

受託会社または管理会社は、以下の場合に、買戻請求権および純資産価額の計算を停止することができる。

- （ ）投資対象の値付けがなされている証券取引所が通常の休日および週末以外に閉鎖されている期間または取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ）受託会社の見解によればファンドによる評価または投資証券の売却が合理的にみて实际的でなく、またはファンドの受益者を著しく害する結果をもたらす緊急事態等が存在する期間。
- （ ）ファンドの投資対象の価格もしくは価値または上記の証券取引所の現在価格を決定するために通常使用されている通信手段が故障している期間、またはファンドが保有する投資証券の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確認できない場合。
- （ ）投資対象の売却もしくは購入資金の送付が、管理会社と協議の上受託会社の見解によれば、通常の為替レートでは実行できない期間。
- （ ）受託会社、管理会社または管理事務代行会社が、ファンドに関して受託会社もしくは管理事務代行会社、管理会社、またはその関係会社、子会社もしくは関連会社、またはファンドの他のサービス提供会社に適用される反マネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止を必要と考える期間。

（ハ）1口当たり純資産価格の公表

ファンドの純資産価額の計算が停止されている場合を除き、1口当たり純資産価格は各営業日に公表され、管理会社および日本における代行協会員の営業所において入手可能である。

（2）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社からファンド証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（3）【信託期間】

ファンドは、以下のいずれかの事態が発生した時点で終了することがある。

- （イ）ファンドの存続または他の法域に移行させることが不適法、または、受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。
- （ロ）受益者集会の特別決議により受益者が決定する場合。
- （ハ）信託証書の日付に開始し、当該日付から150年後に終了する期間の終了による場合。
- （ニ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制もしくは任意清算を開始した場合に、管理会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の役務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- （ホ）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制もしくは任意清算を開始した場合に、受託会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の役務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- （ヘ）受託会社が、絶対的な裁量により終了の決定をする場合。
ファンドが終了する場合、受託会社は、全受益者に対して直ちに当該終了の通知をなすものとする。

ファンドの終了の後、管理会社は、ファンドの資産の売却を行い、終了後合理的な期間内に受益者に対し各クラスの保有ファンド証券の口数に比例して各クラスに帰属するファンド資産の売却から生じた全純現金手取金を分配する。受託会社または管理会社は、ファンドの終了に関して生じたすべての費用を控除することができる。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は、11月1日に始まり10月31日に終わる。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、ファンドがユニット・トラストではなくなる場合を除き、管理会社および受託会社が目的に適合と判断する方法および限度において、追補証書により信託証書の条項を変更する権利を有するものとする。ただし、受託会社が、受託会社の意見として当該変更が受益者の利益を著しく害するものではなく、また管理会社および受託会社を受益者に対する責任から解放するよう作用するものでもないことを書面により証明しない場合には、受益者集会の特別決議の承認が必要とされる。さらに、受益者に対して追加の支払を行う義務を課し、または変更に関して責任を負う義務を課すこととなる変更はできない。

信託証書に記載される重要事項の変更は、受益者に対して公告または通知されるものとする。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

副投資運用契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社にファンド受益証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の「外国証券取引口座約款」に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、管理会社により書面で発行済ファンド受益証券の純資産総額の50%以上を保有する登録受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、すべての受益者は、投票において、自身が保有している各受益証券につき、1議決権を有するものとする。ただし、異なるシリーズの受益証券の保有者を含む集会における投票においては、各受益証券に帰属する議決権は、（基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日）付で計算される）受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとし、受益証券1口につき1議決権ではないものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社または副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は保管会社の責任を直接追及することができる。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本におけるファンド受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの2会計年度分の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2015年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興 拡大欧州株式ファンド
純資産計算書
2015年10月31日現在
(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額（取得原価：3,231,674,607円）	2.2	2,645,176,966
現金および預金		47,576,693
未収配当金		2,783,412
資産合計		2,695,537,071
負債		
未払印刷および広告費		2,439,055
未払専門家報酬		2,252,062
未払投資運用報酬	8	2,025,249
未払販売報酬	5	1,776,754
未払買戻代金		1,617,100
未払弁護士報酬		1,602,743
未払保管・管理事務代行報酬	7	337,389
未払代行協会員報酬	4	224,908
未払受託報酬	6	148,320
未払管理報酬	3	67,466
負債合計		12,491,046
純資産額		2,683,046,025
発行済受益証券口数		251,289
1口当たり純資産価格		10,677

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興 拡大欧州株式ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2015年10月31日に終了した年度
(日本円で表示)

	注	日本円
収益		
受取配当金	2.5	129,356,782
預金利息	2.5	1,950
収益合計		129,358,732
費用		
投資運用報酬	8	27,250,760
販売報酬	5	23,881,275
保管・管理事務代行報酬	7	4,535,991
弁護士報酬		3,939,548
保管費用		3,704,298
印刷および広告費		3,436,717
代行協会員報酬	4	3,023,247
受託報酬	6	1,812,674
専門家報酬		1,503,556
管理報酬	3	906,931
取引費用		477,995
登録費用		18,029
その他の費用		1,477,788
費用合計		75,968,809
投資純利益		53,389,923

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド
運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2015年10月31日に終了した年度
（日本円で表示）

	注	日本円
投資純利益		53,389,923
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券	2.2	120,485,360
外国為替	2.3	(631,977)
当期投資純利益および実現利益		173,243,306
以下に係る未実現評価損の純変動 :		
投資有価証券	2.2	(665,582,744)
運用による純資産の純減少		(492,339,438)
資産の変動		
受益証券発行手取額		338,747,985
受益証券買戻支払額		(579,854,092)
資産の純変動		(241,106,107)
期首現在純資産額		3,416,491,570
期末現在純資産額		2,683,046,025

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド
統計情報
(未監査)
(日本円で表示)

末現在発行済受益証券口数

2013年10月31日	340,402
2014年10月31日	270,123
発行受益証券	30,935
買戻受益証券	(49,769)
2015年10月31日	251,289

期末現在純資産額

日本円

2013年10月31日	4,652,976,127
2014年10月31日	3,416,491,570
2015年10月31日	2,683,046,025

期末現在1口当たり純資産価格

日本円

2013年10月31日	13,669
2014年10月31日	12,648
2015年10月31日	10,677

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注1．活動

日興 拡大欧州株式ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された信託証書により、ケイマン諸島の信託法に基づき設定されたオープン・エンド型の免除ユニット・トラストである。

投資目的

ファンドの投資目的は、主として、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社の株式、米国預託証書（以下「ADR」という。）およびグローバル預託証書（以下「GDR」という。）への投資により長期的な信託財産の成長を追求することである。

投資運用会社は、ファンドの資産を主に以下に投資する。

- a) 株式市場に上場されまたは株式市場で取引されている、東欧諸国（主として、チェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社ならびにその大半の事業がこの地域から生じている会社の株式。
- b) a) に記載される有価証券のADRおよびGDR。

投資運用会社がファンドの投資対象とする国は、将来の経済の発展を反映し、投資運用会社の単独の裁量により増える場合がある。ファンドはまた、仕組債を含む関連商品を保有することもできる。

通常的环境下においては、東欧諸国（主として、チェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアにわたるファンドの銘柄選定は、マクロ経済、トップ・ダウンの市場評価、ボトム・アップの評価および各市場の投資リスクを含む要因を勘案して、各市場の相対的魅力度をもとに決定される。投資運用会社は、定期的に銘柄選定を見直し、市場の変化に応じた調整を行う。

投資運用会社は、長期的な成長力、商品競争力、利益率等の会社のファンダメンタルズ分析に関するボトムアップ・リサーチにより算出された投資価値と株価との格差を重視して、銘柄選定を行う。投資運用会社は、主として、ファンドの資産を長期的な株価上昇の期待が見込める株式、ADRおよびGDRに投資する。

注2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められている会計基準に従って作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産に対する投資の評価

証券取引所で取引される有価証券は、証券取引所の直近の入手可能な始値で評価される。

証券取引所では取引されないが、店頭市場で取引される有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択した信頼ある情報源に基づき決定することができる。

ファンドが保有する「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適切とみなしたディーラーから受領した建値に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。

短期金融商品および銀行預金は、取得価格に経過利息を加えた額で評価されるものとし、ミューチュアル・ファンドは、その価値が決定される日における純資産価額で評価されるものとする。

評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本書において指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定されるものとする。

確定可能な市場価格がつけられていない資産および負債を含むその他の資産および負債のすべては、管理事務代行会社と協議の上、管理会社により誠実に評価されるものとする。

管理会社は、資産の市場価格を反映するために当該変更が望ましいと判断する限り、管理事務代行会社と協議の上その裁量において、前述の評価を変更することができる。

未実現損益の変動額は、当年度における投資有価証券の公正価値の変動および報告年度中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。

投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券の評価損益にかかる未実現純変動額に含まれる。その他の為替差損益は、外国為替に係る実現純損益に含まれる。

2.4 創立費

創立費は、完全に償却された。

2.5 収益

受取利息は、日次ベースで発生する。配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

注3．管理報酬

管理会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。

注4．代行協会員報酬

代行協会員は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。

注5．販売報酬

販売会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.79%の報酬を受領する権利を有する。

注6．受託報酬

受託会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。ただし、年間の報酬金額の下限は15,000米ドルとし、年間の報酬金額の上限は30,000米ドルとする。

注7．保管・管理事務代行報酬

管理事務代行会社および保管会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.15%の報酬を受領する権利を有する。

注8．投資運用報酬

投資運用会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.90%の報酬を受領する権利を有する。投資運用会社が管理会社の承認を得て選任した副投資運用会社の報酬は、投資運用会社によって支払われる。

注9．分配方針

管理会社は、投資収益および実現・未実現値上り益（管理会社は、その単独の裁量により、会計年度に生じファンドの利益または信託元本から適切に支払われるべき費用、報酬またはその他の支払（管理事務費用、立替費用および管理会社に対して支払われるべき報酬を含むがこれらに限定されない。）に関して、必要と考える金額を控除することができる。）から毎年分配を宣言することができ、また、分配金の合理的な水準を維持するために必要と判断される場合は、分配のために利用可能なその他の資金から分配することができる。管理会社は、期中分配を宣言することもできる。

2015年10月31日終了年度における分配は行われなかった。

 注10．税金

下記は、これらの財務書類日付現在において有効な法律の解釈に基づくケイマン諸島におけるファンドに対する課税の概要である。裁判所またはこれらの法律を所管する財政当局がその解釈に同意することまたはこれらの法律が変更されないことの保証はない。下記は、法律または税務上の助言として意図されているものではない。

 10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設立日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

 10.2 その他の国

ファンドは、その他の国から発生した特定の収益に対する源泉徴収税またはその他の税金を課されることがあり得る。ファンド受益証券を購入しようとする者は、発生し得る税金または各々の管轄国の法律における、ファンド受益証券の購入、保有および買戻しによるその他の結果を判断するため、同人が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談することが推奨される。

 注11．為替レート

2015年10月31日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
チェコ・コルナ	4.9039
ハンガリー・フォリント	0.4286
ポーランド・ズウォティ	31.1127
米ドル	120.6750

 注12．2015年10月31日現在における投資有価証券の評価

2015年10月31日現在におけるファンドの純資産額は、ファンドの信託証書にあるように評価原則に従って計算されている。特に、証券取引所で取引されている有価証券は、当該取引所における市場の始値で評価される。

もし仮に、投資有価証券が、当該市場において2015年10月31日の終値で評価された場合、投資有価証券の合計額は2,668,574,536円であり、ファンドの純資産の合計は、2,706,443,595円および2015年10月31日現在の1口当たり純資産価格は10,770円となると想定される。2015年10月31日現在の1口当たり純資産価格は、公式の値より0.87%多くなると想定される。

注13．純資産の水準

2015年10月31日現在のファンドの純資産総額が、ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）に基づくファンドの終了事由となる最低純資産水準の値である30億円を下回った。

予見可能な将来において、ファンドの終了は意図されていない。

注14．受益証券の発行および買戻しに関する条項

受益証券は各評価日において申込みことができ、かかる受益証券は、関連する評価日の1口当たり純資産価格（適用ある販売手数料が加算される。）により発行される。

受益証券は、適用される買戻価格、すなわち買戻しが実行される評価日の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されるものとする。

注15．関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドにとっての関係法人である。関係法人に対する報酬は、年度末現在の運用計算書および純資産変動計算書において報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注16．後発事象

ファンドの取引相手方との協議を受けて、受託会社および管理会社は、2016年3月3日付で、ファンドの終了事由となる最低純資産水準の値を0円に引き下げた。

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後から監査報告書日までの間のその他の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興 拡大欧州株式ファンド
 投資有価証券明細表
 2015年10月31日現在
 (日本円で表示)

株数/口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 株式			日本円	日本円	%
200,349	ALROSA AO (USD)	USD	28,760,591	19,842,408	0.74
21,446	BANK PEKAO SA	PLN	134,532,708	99,752,678	3.72
4,170	BANK ZACHODNI WBK S.A	PLN	49,298,191	39,745,778	1.48
32,649	CEZ AS	CZK	111,522,048	79,012,760	2.94
38,502	CYFROWY POLSAT SA	PLN	19,782,633	29,468,326	1.10
81,544	ENERGA SA	PLN	57,443,237	42,394,110	1.58
18,661	KGHM POLSKA MIEDZ SA	PLN	54,686,439	52,833,985	1.97
3,366	KOMERCNI BANKA AS	CZK	67,109,401	84,017,951	3.13
5,592	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	HUF	36,417,605	30,595,227	1.14
200,775	MOSCOW EXCHANGE MICEX RTS (USD)	USD	33,686,127	34,452,731	1.28
105,832	ORANGE POLSKA SA	PLN	46,019,589	23,279,491	0.87
50,250	OTP BANK RT	HUF	158,461,669	115,873,479	4.32
127,798	PKO BANK POLSKI SA	PLN	156,120,934	115,586,246	4.31
38,636	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA	PLN	55,471,641	75,682,234	2.82
9,096	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	PLN	121,860,318	105,842,264	3.94
110,803	ROSTELECOM (USD)	USD	30,281,029	19,115,673	0.71
18,133,050	RUSHYDRO-CLS (USD)	USD	84,680,337	22,057,123	0.82
1,694,234	SBERBANK RF (USD)	USD	418,289,800	282,098,486	10.53
1,651,658	SURGUTNEFTEGAS PFD (USD)	USD	89,524,476	134,401,356	5.01
30,900	YANDEX NV A	USD	76,363,047	58,580,375	2.18
株式合計			1,830,311,820	1,464,632,681	54.59
預託証券			日本円	日本円	%
53,418	LUKOIL PJSC -SPONS ADR-	USD	325,828,051	233,288,693	8.69
21,013	MAGNIT PJSC -SPONS GDR- REGS	USD	38,977,996	114,869,240	4.28
12,702	MAIL.RU GROUP -GDR- REGS	USD	25,675,891	29,506,678	1.10
15,950	MEGAFON REG S -GDR-	USD	35,703,340	24,829,494	0.93
72,928	MMC NORILSK NICKEL PJSC -ADR-	USD	101,643,441	129,676,693	4.83
94,550	MOBILE TELESYSTEMS PJSC -SP -ADR-	USD	138,179,655	78,955,995	2.94
11,540	NOVATEK OAO SPONS -GDR- REGS	USD	104,889,588	127,421,991	4.75
209,888	OAO GAZPROM -SPONS ADR- REGS	USD	324,387,982	105,099,552	3.92
20,956	PHOSAGRO OAO GDR REG S	USD	33,662,856	33,760,365	1.26
133,064	ROSNEFT OJSC -GDR-	USD	78,782,798	63,105,993	2.35
22,435	SEVERSTAL -GDR- REGS	USD	23,098,169	30,728,362	1.15
47,703	SISTEMA JSFC-REG S SPON ADR	USD	45,491,307	38,338,702	1.43
34,012	TATNEFT-SPONSORED -ADR-	USD	90,972,645	127,687,876	4.76
17,408	X5 RETAIL GROUP NV -GDR- REGS	USD	34,069,068	43,274,651	1.61
預託証券合計			1,401,362,787	1,180,544,285	44.00
公認の証券取引所への上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			3,231,674,607	2,645,176,966	98.59
投資有価証券合計			3,231,674,607	2,645,176,966	98.59

CZK = チェコ・コルナ
 HUF = ハンガリー・フォリント
 PLN = ポーランド・ズウォティ
 USD = 米ドル

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興 拡大欧州株式ファンド

投資有価証券の分類

2015年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ロシア		
	原油および天然ガスの採掘	29.48
	その他の金融仲介機関	10.53
	自動車およびオートバイ以外の小売業	5.89
	通信	5.68
	他の採鉱および採石	5.57
	出版事業	2.18
	持株会社の事業	1.43
	金融市場の管理	1.28
	化学薬品および化学製品の製造	1.26
	貴金属の製造	1.15
	電気、ガス、空調設備供給	0.82
		65.27
ポーランド		
	その他の金融仲介機関	9.51
	持株会社の事業	3.94
	コークスおよび石油精製品の製造	2.82
	金属鉱石の採鉱	1.97
	通信	1.97
	電気、ガス、空調設備供給	1.58
		21.79
チェコ共和国		
	その他の金融仲介機関	3.13
	電気、ガス、空調設備供給	2.94
		6.07
ハンガリー		
	その他の金融仲介機関	4.32
	原油および天然ガスの採掘	1.14
		5.46
投資有価証券合計		98.59

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of net assets as at October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 3,231,674,607)	2.2	2,645,176,966
Cash at bank		47,576,693
Dividend receivable		2,783,412
Total assets		2,695,537,071
Liabilities		
Printing and publishing expenses payable		2,439,055
Professional expenses payable		2,252,062
Investment Manager fees payable	8	2,025,249
Distributor fees payable	5	1,776,754
Redemptions payable		1,617,100
Legal expenses payable		1,602,743
Custodian and Administrator fees payable	7	337,389
Agent Company fees payable	4	224,908
Trustee fees payable	6	148,320
Manager fees payable	3	67,466
Total liabilities		12,491,046
Net assets		2,683,046,025
Number of units outstanding		251,289
Net asset value per unit		10,677

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	2.5	129,356,782
Bank interest	2.5	1,950
Total income		129,358,732
Expenses		
Investment Manager fees	8	27,250,760
Distributor fees	5	23,881,275
Custodian and Administrator fees	7	4,535,991
Legal expenses		3,939,548
Safekeeping fees		3,704,298
Printing and publishing expenses		3,436,717
Agent Company fees	4	3,023,247
Trustee fees	6	1,812,674
Professional expenses		1,503,556
Manager fees	3	906,931
Transaction fees		477,995
Registration fees		18,029
Other expenses		1,477,788
Total expenses		75,968,809
Net investment income		53,389,923

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment income		53,389,923
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.2	120,485,360
Foreign exchange	2.3	(631,977)
Net investment income and realised gain for the year		173,243,306
Net change in unrealised (depreciation) on:		
Investments	2.2	(665,582,744)
Net decrease in net assets as a result of operations		(492,339,438)
Movement in capital		
Subscription of units		338,747,985
Redemption of units		(579,854,092)
Net movement in capital		(241,106,107)
Net assets at the beginning of the year		3,416,491,570
Net assets at the end of the year		2,683,046,025

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Statistical information****Number of units outstanding at the end of the year :**

October 31, 2013	340,402
October 31, 2014	270,123
Units issued	30,935
Units redeemed	(49,769)
October 31, 2015	251,289

Net assets at the end of the year :**JPY**

October 31, 2013	4,652,976,127
October 31, 2014	3,416,491,570
October 31, 2015	2,683,046,025

Net asset value per unit at the end of the year :**JPY**

October 31, 2013	13,669
October 31, 2014	12,648
October 31, 2015	10,677

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2015)

Note 1 - Activity

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND (the “Fund”) is an open-ended exempted unit trust formed under the Trust laws of the Cayman Islands by the Trust Deed executed by the Trustee and the Manager.

Investment objectives

The investment objective of the Fund is to seek long-term capital appreciation through investing primarily in equity securities, American depositary receipts (“ADRs”) and global depositary receipts (“GDRs”) of companies domiciliated or doing business in Eastern European countries (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia.

The Investment Manager invests the assets of the Fund primarily in:

- a) equity securities which are listed or traded on stock markets of the companies domiciliated or doing business in Eastern European countries (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia, and in companies with a significant portion of business stemming from this region; and/or
- b) ADRs and GDRs of securities described under a).

The countries in which the Investment Manager may invest the assets of the Fund may increase in the sole discretion of the Investment Manager reflecting any developments in future economic circumstances. The Fund may also hold related instruments including structured notes.

Under normal circumstances, the stock selection by the Investment Manager for the Fund across Eastern Europe (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia is based on the relative attractiveness of each market taking account of various factors including the macro economy, top down market valuations, bottom up valuations and the risks that might be associated with investments in each market. The Investment Manager periodically reviews the equity selection and adjusts to reflect any changes in the markets.

The Investment Manager's stock selection is primarily driven by the differences arising between the intrinsic value as calculated by the bottom-up research method on the company's fundamental valuation analysis, such as long term earning growth, product competitiveness, profit margins and the stock price of the company. The Investment Manager invests the assets of the Fund primarily in equity securities, ADRs and GDRs that are expected to have significant growth potential in the long-term.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on such securities exchange;
- securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Fund are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest, and mutual funds shall be valued at their net asset value on the date as of which their value is being determined;
- if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- all other assets and liabilities are valued in the good faith by the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- the foregoing valuations may be modified by the Manager, at its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets;
- change in unrealised appreciations/depreciations comprise changes in the fair value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year;
- realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.3 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese Yen, at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in the portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are included in net realized gain/loss on foreign exchange.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Income

Interest income is accrued on a daily basis. Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.03% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.10% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 5 - Distributor fees

The Distributor is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.79% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.015% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter, with a minimum annual amount of USD 15,000 and capped at USD 30,000.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

The Administrator and Custodian is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.15% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 8 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.90% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter. The fees of the Sub-Investment Manager appointed by the Investment Manager with the approval of the Manager are paid by the Investment Manager.

Note 9 - Distribution

The Manager may declare annual distributions from the investment income and realised and unrealised capital gains and may deduct such amounts as the Manager may consider, in its sole discretion, as necessary in respect of any expenses, remuneration or other payments (including, without limitation, administration expenses, disbursements and the fees payable to the Manager), accrued during a financial year and properly payable out of the income or capital of the Fund and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution. The Manager may also declare any interim distributions.

No distribution was made during the year ended October 31, 2015.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Note 10 - Taxation

The following summary of certain Cayman Islands tax consequences applicable to the Fund is based upon interpretations of existing laws in effect on the date of these financial statements and no assurance can be given that courts or fiscal authorities responsible for the administration of such laws will agree with the interpretations or that changes in such laws will not occur. The following summary is not intended as legal or tax advice.

10.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Fund has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

10.2 - Other Countries

The Fund may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate
CZK	4.9039
HUF	0.4286
PLN	31.1127
USD	120.6750

Note 12 - Valuation of the investments as at October 31, 2015

The net asset value of the Fund as at October 31, 2015 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Fund. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their opening market price on such securities exchange.

If the investments had been valued at the closing prices as at October 31, 2015 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 2,668,574,536, resulting in total net assets of the Fund of JPY 2,706,443,595 and a net asset value per unit of JPY 10,770 as at October 31, 2015. The net asset value per unit as at October 31, 2015 would have been 0.87% more than the official one.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 13 - Level of total net assets

The total net assets of the Fund were as at October 31, 2015 below the JPY 3 billion threshold under which, according to the Fund's prospectus (the "Prospectus"), the Fund may terminate.

There is no intention to terminate the Fund in the foreseeable future.

Note 14 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units are available for subscription as of each valuation date and such units will be issued at the relevant net asset value per unit on the relevant valuation date plus any applicable sales charge.

Units shall be repurchased at the applicable repurchase price, which shall be the relevant net asset value per unit on the relevant valuation date on which repurchase is effected.

Note 15 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties to the Fund. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 16 - Subsequent events

Following consultations with counterparties to the Fund, the Trustee and the Manager resolved on March 3, 2016 to lower to JPY 0 the threshold of assets under which the Fund may terminate.

There has been no other significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Schedule of investments as at October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
A. Shares			JPY	JPY	%
200,349	ALROSA AO (USD)	USD	28,760,591	19,842,408	0.74
21,446	BANK PEKAO SA	PLN	134,532,708	99,752,678	3.72
4,170	BANK ZACHODNI WBK S.A	PLN	49,298,191	39,745,778	1.48
32,649	CEZ AS	CZK	111,522,048	79,012,760	2.94
38,502	CYFROWY POLSAT SA	PLN	19,782,633	29,468,326	1.10
81,544	ENERGA SA	PLN	57,443,237	42,394,110	1.58
18,661	KGHM POLSKA MIEDZ SA	PLN	54,686,439	52,833,985	1.97
3,366	KOMERCNI BANKA AS	CZK	67,109,401	84,017,951	3.13
5,592	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	HUF	36,417,605	30,595,227	1.14
200,775	MOSCOW EXCHANGE MICEX RTS (USD)	USD	33,686,127	34,452,731	1.28
105,832	ORANGE POLSKA SA	PLN	46,019,589	23,279,491	0.87
50,250	OTP BANK RT	HUF	158,461,669	115,873,479	4.32
127,798	PKO BANK POLSKI SA	PLN	156,120,934	115,586,246	4.31
38,636	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA	PLN	55,471,641	75,682,234	2.82
9,096	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	PLN	121,860,318	105,842,264	3.94
110,803	ROSTELECOM (USD)	USD	30,281,029	19,115,673	0.71
18,133,050	RUSHYDRO-CLS (USD)	USD	84,680,337	22,057,123	0.82
1,694,234	SBERBANK RF (USD)	USD	418,289,800	282,098,486	10.53
1,651,658	SURGUTNEFTEGAZ PFD (USD)	USD	89,524,476	134,401,356	5.01
30,900	YANDEX NV A	USD	76,363,047	58,580,375	2.18
Total shares			1,830,311,820	1,464,632,681	54.59
B. Depositary receipts			JPY	JPY	%
53,418	LUKOIL PJSC -SPONS ADR-	USD	325,828,051	233,288,693	8.69
21,013	MAGNIT PJSC -SPONS GDR- REGS	USD	38,977,996	114,869,240	4.28
12,702	MAIL.RU GROUP -GDR- REGS	USD	25,675,891	29,506,678	1.10
15,950	MEGAFON REG S -GDR-	USD	35,703,340	24,829,494	0.93
72,928	MMC NORILSK NICKEL PJSC -ADR-	USD	101,643,441	129,676,693	4.83
94,550	MOBILE TELESYSTEMS PJSC -SP -ADR-	USD	138,179,655	78,955,995	2.94
11,540	NOVATEK OAO SPONS -GDR- REGS	USD	104,889,588	127,421,991	4.75
209,888	OAO GAZPROM -SPONS ADR- REGS	USD	324,387,982	105,099,552	3.92
20,956	PHOSAGRO OAO GDR REG S	USD	33,662,856	33,760,365	1.26
133,064	ROSNEFT OJSC -GDR-	USD	78,782,798	63,105,993	2.35
22,435	SEVERSTAL -GDR- REGS	USD	23,098,169	30,728,362	1.15
47,703	SISTEMA JSFC-REG S SPON ADR	USD	45,491,307	38,338,702	1.43
34,012	TATNEFT-SPONSORED -ADR-	USD	90,972,645	127,687,876	4.76
17,408	X5 RETAIL GROUP NV -GDR- REGS	USD	34,069,068	43,274,651	1.61
Total depositary receipts			1,401,362,787	1,180,544,285	44.00
Total transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market			3,231,674,607	2,645,176,966	98.59
Total investments			3,231,674,607	2,645,176,966	98.59

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Classification of investments as at October 31, 2015

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Russia		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	29.48
	Other Monetary Intermediation	10.53
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	5.89
	Telecommunications	5.68
	Other Mining And Quarrying	5.57
	Publishing Activities	2.18
	Activities Of Holding Companies	1.43
	Administration Of Financial Markets	1.28
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	1.26
	Manufacture Of Basic Metals	1.15
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.82
		65.27
Poland		
	Other Monetary Intermediation	9.51
	Activities Of Holding Companies	3.94
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	2.82
	Mining Of Metal Ores	1.97
	Telecommunications	1.97
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.58
		21.79
Czech Republic		
	Other Monetary Intermediation	3.13
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	2.94
		6.07
Hungary		
	Other Monetary Intermediation	4.32
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	1.14
		5.46
Total investments		98.59

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

(2) 【2014年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興 拡大欧州株式ファンド
純資産計算書
2014年10月31日現在
(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額（取得原価：3,291,220,800円）	2.2	3,370,305,903
有価証券売却に係る未収金		174,201,372
現金および預金		90,993,329
未収配当金		11,509,165
発行に係る未収金		1,198,200
資産合計		3,648,207,969
負債		
有価証券購入に係る未払金		214,640,937
買戻しに係る未払金		6,763,520
未払投資運用報酬	8	2,483,266
未払販売報酬	5	2,178,534
未払印刷および広告費		2,150,162
未払専門家報酬		1,389,892
未払弁護士報酬		1,200,000
未払保管・管理事務代行報酬	7	413,686
未払代行協会員報酬	4	275,767
未払受託報酬	6	137,914
未払管理報酬	3	82,721
負債合計		231,716,399
純資産額		3,416,491,570
発行済受益証券口数		270,123
1口当たり純資産価格		12,648

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興 拡大欧州株式ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日に終了した年度
(日本円で表示)

	注	日本円
収益		
配当金収益	2.5	119,747,677
預金利息	2.5	847
収益合計		119,748,524
費用		
投資運用報酬	8	34,425,309
販売報酬	5	30,368,854
保管・管理事務代行報酬	7	5,730,328
保管費用		4,490,598
代行協会員報酬	4	3,819,301
印刷および広告費		3,729,267
弁護士報酬		3,041,040
受託報酬	6	1,566,747
専門家報酬		1,493,536
管理報酬	3	946,138
取引費用		316,728
その他の費用		1,256,674
費用合計		91,184,520
投資純利益		28,564,004

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日に終了した年度（続き）
（日本円で表示）

	注	日本円
投資純利益		28,564,004
以下に係る実現純利益：		
投資有価証券	2.2	82,003,575
外国為替	2.3	8,172,908
当期投資純利益および実現利益		118,740,487
以下に係る未実現評価損の純変動：		
投資有価証券	2.2	(423,739,626)
運用による純資産の純減少		(304,999,139)
資産の変動		
受益証券発行手取額		141,024,322
受益証券買戻支払額		(1,072,509,740)
資産の純変動		(931,485,418)
期首現在純資産額		4,652,976,127
期末現在純資産額		3,416,491,570

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド
統 計 情 報

期末現在発行済受益証券口数	
2012年10月31日	509,621
2013年10月31日	340,402
発行受益証券	11,371
買戻受益証券	(81,650)
2014年10月31日	270,123

期末現在純資産額		日本円
2012年10月31日	5,184,979,699	
2013年10月31日	4,652,976,127	
2014年10月31日	3,416,491,570	

期末現在1口当たり純資産価格		日本円
2012年10月31日	10,174	
2013年10月31日	13,669	
2014年10月31日	12,648	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興 拡大欧州株式ファンド

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注1．活動

日興 拡大欧州株式ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された信託証書により、ケイマン諸島の信託法に基づき設定されたオープン・エンド型の免除ユニット・トラストである。

投資目的

ファンドの投資目的は、主として、東欧諸国（主にチェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社の株式、米国預託証書（以下「ADR」という。）およびグローバル預託証書（以下「GDR」という。）への投資により長期的な信託財産の成長を追求することである。

投資運用会社は、ファンドの資産を主に以下に投資する。

- a) 株式市場に上場されまたは株式市場で取引されている、東欧諸国（主として、チェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアに所在するまたはこれらの国々において事業を営んでいる会社ならびにその大半の事業がこの地域から生じている会社の株式。
- b) a) に記載される有価証券のADRおよびGDR。

投資運用会社がファンドの投資対象とする国は、将来の経済の発展を反映し、投資運用会社の単独の裁量により増える場合がある。ファンドはまた、仕組債を含む関連商品を保有することもできる。

通常的环境下においては、東欧諸国（主として、チェコ共和国、ハンガリーおよびポーランド）およびロシアにわたるファンドの銘柄選定は、マクロ経済、トップ・ダウンの市場評価、ボトム・アップの評価および各市場の投資リスクを含む要因を勘案して、各市場の相対的魅力度をもとに決定される。投資運用会社は、定期的に銘柄選定を見直し、市場の変化に応じた調整を行う。

投資運用会社は、長期的な成長力、商品競争力、利益率等の会社のファンダメンタルズに関するボトムアップ・リサーチにより算出された投資価値と株価との格差を重視して、銘柄選定を行う。投資運用会社は、主として、ファンドの資産を長期的な株価上昇の期待が見込める株式、ADRおよびGDRに投資する。

注2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められている会計基準に従って作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産に対する投資の評価

証券取引所で取引される有価証券は、証券取引所の直近の入手可能な始値で評価される。

証券取引所では取引されないが、店頭市場で取引される有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択した信頼ある情報源に基づき決定することができる。

ファンドが保有する「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適切とみなしたディーラーから受領した建値に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。

短期金融商品および銀行預金は、取得価格に経過利息を加えた額で評価されるものとし、ミューチュアル・ファンドは、その価値が決定される日における純資産価額で評価されるものとする。

評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本書において指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定されるものとする。

確定可能な市場価格がつけられていない資産および負債を含むその他の資産および負債のすべては、管理事務代行会社と協議の上での管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。

管理会社は、資産の市場価格を反映するために当該変更が望ましいと判断する限り、管理事務代行会社と協議の上その裁量において、前述の評価を変更することができる。

未実現損益は、当年度における投資有価証券の公正価値の変動および報告年度中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。

投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券の評価損益にかかる未実現純変動額に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 創立費

創立費は、完全に償却された。

2.5 収益

受取利息は、日次ベースで発生する。配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

注3．管理報酬

2014年4月30日まで、管理会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.02%の報酬を受領する権利を有していた。

2014年5月1日以降、管理会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。

注4．代行協会員報酬

代行協会員は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。

注5．販売報酬

2014年4月30日まで、販売会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.80%の報酬を受領する権利を有していた。

2014年5月1日以降、販売会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.79%の報酬を受領する権利を有する。

注6．受託報酬

受託会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。ただし、年間の報酬金額の下限は15,000米ドルとし、年間の報酬金額の上限は30,000米ドルとする。

注7．保管・管理事務代行報酬

管理事務代行会社および保管会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.15%の報酬を受領する権利を有する。

注8．投資運用報酬

投資運用会社は、信託財産から四半期毎に後払いされる、各暦四半期中におけるファンドの日々の純資産額の平均の年率0.90%の報酬を受領する権利を有する。投資運用会社が管理会社の承認を得て選任した副投資運用会社の報酬は、投資運用会社によって支払われる。

注9．分配方針

管理会社は、投資収益および実現・未実現値上り益（管理会社は、その単独の裁量により、会計年度に生じファンドの利益または信託元本から適切に支払われるべき費用、報酬またはその他の支払（管理事務費用、立替費用および管理会社に対して支払われるべき報酬を含むがこれらに限定されない。）に関して、必要と考える金額を控除することができる。）から毎年分配を宣言することができる。また、分配金の合理的な水準を維持するために必要と判断される場合は、分配のために利用可能なその他の資金から分配することができる。管理会社は、期中分配を宣言することもできる。

2014年10月31日終了年度における分配は行われなかった。

注10．税金

下記は、これらの財務書類日付現在において有効な法律の解釈に基づくケイマン諸島におけるファンドに対する課税の概要である。裁判所またはこれらの法律を所管する財政当局がその解釈に同意することまたはこれらの法律が変更されないことの保証はない。下記は、法律または税務上の助言として意図されているものではない。

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドによるその他未払い税金はない。そのため、所得税等引当額は、計算書に計上されていない。

10.2 その他の国

ファンドは、その他の国から発生した特定の収益に対する源泉徴収税またはその他の税金を課されることがあり得る。ファンド受益証券を購入しようとする者は、発生し得る税金または各々の管轄国の法律における、ファンド受益証券の購入、保有および買戻しによるその他の結果を判断するため、同人が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談することが推奨される。

注11．2014年10月31日現在における投資有価証券の評価

2014年10月31日現在におけるファンドの純資産額は、ファンドの信託証書にあるように評価原則に従って計算されている。特に、証券取引所で取引されている有価証券は、当該取引所における市場の始値で評価される。

もし仮に、投資有価証券が、当該市場において2014年10月31日の終値で評価された場合、投資有価証券の合計額は3,338,593,214円であり、ファンドの純資産の合計は、3,384,778,881円および2014年10月31日現在の1口当たり純資産価格は12,531円となると想定される。2014年10月31日現在の1口当たり純資産価格は、公式の値より0.93%少なくなると想定される。

注12．為替レート

2014年10月31日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
チェコ・コルナ	5.0510
ユーロ	140.1952
英ポンド	178.2128
ハンガリー・フォリント	0.4563
ポーランド・ズウォティ	33.2881
米ドル	111.5050

注13．受益証券の発行および買戻しに関する条項

受益証券は各評価日において申込みことができ、かかる受益証券は、関連する評価日の1口当たり純資産価格（適用ある販売手数料が加算される。）により発行される。

受益証券は、適用される買戻価格、すなわち買戻しが実行される評価日の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されるものとする。

注14．関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドにとっての関係法人である。関係法人に対する報酬は、年度末現在の運用計算書および純資産変動計算書において報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注15．後発事象

2014年12月12日、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。当該任命は、金融監督委員会により2015年2月3日付の書簡をもって承認された。

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する期末後のその他の重要な事象はなかった。

[次へ](#)

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of net assets as at October 31, 2014

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost 3,291,220,800)	2.2	3,370,305,903
Receivable on investments sold		174,201,372
Cash at bank		90,993,329
Dividend receivable		11,509,165
Receivable on subscriptions		1,198,200
Total assets		3,648,207,969
Liabilities		
Payable on investments purchased		214,640,937
Payable on redemptions		6,763,520
Investment Manager fees payable	8	2,483,266
Distributor fees payable	5	2,178,534
Printing and publishing expenses payable		2,150,162
Professional expenses payable		1,389,892
Legal expenses payable		1,200,000
Custodian and Administrator fees payable	7	413,686
Agent Company fees payable	4	275,767
Trustee fees payable	6	137,914
Manager fees payable	3	82,721
Total liabilities		231,716,399
Net assets		3,416,491,570
Number of units outstanding		270,123
Net assets per unit		12,648

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	2.5	119,747,677
Bank interest	2.5	847
Total income		119,748,524
Expenses		
Investment Manager fees	8	34,425,309
Distributor fees	5	30,368,854
Custodian and Administrator fees	7	5,730,328
Safekeeping fees		4,490,598
Agent Company fees	4	3,819,301
Printing and publishing expenses		3,729,267
Legal expenses		3,041,040
Trustee fees	6	1,566,747
Professional expenses		1,493,536
Manager fees	3	946,138
Transaction fees		316,728
Other expenses		1,256,674
Total expenses		91,184,520
Net investment gain		28,564,004

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014 (continued)

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		28,564,004
Net realised gain on:		
Investments	2.2	82,003,575
Foreign exchange	2.3	8,172,908
Net investment gain and realised gain for the year		118,740,487
Net change in unrealised depreciation on:		
Investments	2.2	(423,739,626)
Net decrease in net assets as result of operations		(304,999,139)
Movement in capital		
Subscription of units		141,024,322
Redemption of units		(1,072,509,740)
Net movement in capital		(931,485,418)
Net assets at the beginning of the year		4,652,976,127
Net assets at the end of the year		3,416,491,570

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Statistical information****Number of units outstanding at the end of the year:**

October 31, 2012	509,621
October 31, 2013	340,402
Units issued	11,371
Units redeemed	(81,650)
October 31, 2014	270,123

Net assets at the end of the year:**JPY**

October 31, 2012	5,184,979,699
October 31, 2013	4,652,976,127
October 31, 2014	3,416,491,570

Net assets per unit at the end of the year:**JPY**

October 31, 2012	10,174
October 31, 2013	13,669
October 31, 2014	12,648

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2014)

Note 1 - Activity

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND (the “Fund”) is an open-ended exempted unit trust formed under the Trust laws of the Cayman Islands by the Trust Deed executed by the Trustee and the Manager.

Investment objectives

The investment objective of the Fund is to seek long-term capital appreciation through investing primarily in equity securities, American depositary receipts (“ADRs”) and global depositary receipts (“GDRs”) of companies domiciliated or doing business in Eastern European countries (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia.

The Investment Manager invests the assets of the Fund primarily in:

- a) equity securities which are listed or traded on stock markets of the companies domiciliated or doing business in Eastern European countries (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia, and in companies with a significant portion of business stemming from this region; and/or
- b) ADRs and GDRs of securities described under a).

The countries in which the Investment Manager may invest the assets of the Fund may increase in the sole discretion of the Investment Manager reflecting any developments in future economic circumstances. The Fund may also hold related instruments including structured notes.

Under normal circumstances, the stock selection by the Investment Manager for the Fund across Eastern Europe (mainly the Czech Republic, Hungary and Poland) and Russia is based on the relative attractiveness of each market taking account of various factors including the macro economy, top down market valuations, bottom up valuations and the risks that might be associated with investments in each market. The Investment Manager periodically reviews the equity selection and adjusts to reflect any changes in the markets.

The Investment Manager's stock selection is primarily driven by the differences arising between the intrinsic value as calculated by the bottom-up research method on the company's fundamental valuation criteria, such as long term earning growth, product competitiveness, profit margins and the stock price of the company. The Investment Manager invests the assets of the Fund primarily in equity securities, ADRs and GDRs that are expected to have significant growth potential in the long-term.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on such securities exchange;
- securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Fund are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest, and mutual funds shall be valued at their net asset value on the date as of which their value is being determined;
- if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- all other assets and liabilities are valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- the foregoing valuations may be modified by the Manager, at its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.

Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year.

Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.3 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese Yen, at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Income

Interest income is accrued on a daily basis. Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

Note 3 - Manager fees

Until April 30, 2014, the Manager was entitled to receive a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.02% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Since May 1, 2014, the Manager is entitled to receive a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.03% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.10% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 5 - Distributor fees

Until April 30, 2014, the Distributor was entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.80% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Since May 1, 2014, the Distributor is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.79% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.015% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter, with a minimum annual amount of USD 15,000 and capped at USD 30,000.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

The Administrator and Custodian is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.15% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter.

Note 8 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to a fee, payable quarterly in arrears out of the Fund, at a rate of 0.90% per annum of the average of the daily net asset value of the Fund during each calendar quarter. The fees of the Sub-Investment Manager appointed by the Investment Manager with the approval of the Manager are paid by the Investment Manager.

Note 9 - Distribution

The Manager may declare annual distributions from the investment income and realised and unrealised capital gains and may deduct such amounts as the Manager may consider, in its sole discretion, as necessary in respect of any expenses, remuneration or other payments (including, without limitation, administration expenses, disbursements and the fees payable to the Manager), accrued during a fiscal year and properly payable out of the income or capital of the Fund and, if considered necessary to maintain reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution. The Manager may also declare any interim distributions.

No distribution was made during the year ended October 31, 2014.

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Note 10 - Taxation

The following summary of certain Cayman Islands tax consequences applicable to the Fund is based upon interpretations of existing laws in effect on the date of these financial statements and no assurance can be given that courts or fiscal authorities responsible for the administration of such laws will agree with the interpretations or that changes in such laws will not occur. The following summary is not intended as legal or tax advice.

10.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Fund. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Fund may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 11 - Valuation of the investments as at October 31, 2014

The net asset value of the Fund as at October 31, 2014 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Trust Deed of the Fund. In particular, securities, which are traded on a securities exchange, are valued at their opening market price on such securities exchange.

If the investments had been valued at the closing prices as at October 31, 2014 on the relevant markets, the total investments would have amounted to JPY 3,338,593,214, resulting in total net assets of the Fund of JPY 3,384,778,881 and a net asset value per unit of JPY 12,531 as at October 31, 2014. The net asset value per unit as at October 31, 2014 would have been 0.93% less than the official one.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate
CZK	5.0510
EUR	140.1952
GBP	178.2128
HUF	0.4563
PLN	33.2881
USD	111.5050

NIKKO EUROPEAN CONVERGENCE EQUITY FUND**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Note 13 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units are available for subscription as of each valuation date and such units will be issued at the relevant net asset value per unit on the relevant valuation date plus any applicable sales charge.

Units shall be repurchased at the applicable repurchase price, which shall be the relevant net asset value per unit on the relevant valuation date on which repurchase is effected.

Note 14 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties to the Fund. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 15 - Subsequent events

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the Commission de Surveillance du Secteur Financier in a letter dated February 3, 2015

There has been no other significant event after year-end which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年2月末日現在)

	円（ を除く）
資産総額	2,137,131,888
負債総額	12,780,241
純資産総額（ - ）	2,124,351,647
発行済口数	236,955口
1口当たり純資産価格（ / ）	8,965

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、管理会社により書面で発行済ファンド受益証券の純資産総額の50%以上を保有する登録受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。各受益者は、各受益証券1口につき1議決権が付与されている。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、5,446,220ユーロ（約6億7,593万円）で、2016年3月末日現在全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,482円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2011年3月31日	446,220ユーロ
2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2015年3月31日	5,446,220ユーロ
2016年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役はまた、取締役会および株主総会の議事録を保持する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任状を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託を管理運営するための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（2010年法第125-2条に規定された）UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は、適用ある限り上記の委託先が信託証書（随時改訂および追補される。）に定める規定を遵守することを確保しなければならない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつ関連するファンドの信託証書に基づきまたは当該ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、各ファンドの信託財産から補償を受けるものとし、かつ信託財産に求償権を有する。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは不作为により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

管理会社の任期は無期限である。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。受託会社は、受託者決議（信託証書に定義される。）の承認ならびに信託証書に規定される特定の例外的状況において管理会社を解任することができる。

2016年2月末日現在、管理会社は、下記に分類される13本の投資信託を管理および運営している。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建：	2,602,632,102米ドル
		ユーロ建：	8,203,533ユーロ
		円建：	573,380,981,566円
		豪ドル建：	1,810,623,607豪ドル
		ニュージーランド・ドル建：	508,823,044ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建：	73,706,914カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。	

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.11円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、 用具および備品	3	25,097	3,115	49,420	6,134
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	1,730,308	214,749	537,977	66,768
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		4,557	566	17,541	2,177
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		102,350	12,703	18,684	2,319
- 現金および預金		6,254,088	776,195	6,616,633	821,190
前払金		30,507	3,786	47,740	5,925
資産合計		8,146,907	1,011,113	7,287,995	904,513
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	675,930	5,446,220	675,930
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	6,948	44,622	5,538
その他の積立金	7	1,154,757	143,317	938,870	116,523
		1,210,742	150,265	983,492	122,061
- 当期損益		(226,185)	(28,072)	227,250	28,204
		6,430,777	798,124	6,656,962	826,196
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		232,504	28,856	115,156	14,292
		232,504	28,856	115,156	14,292
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		105,197	13,056	88,904	11,034
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	1,378,429	171,077	426,973	52,992
		1,483,626	184,133	515,877	64,025
負債合計		8,146,907	1,011,113	7,287,995	904,513

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	3,929,755	487,722	1,077,142	133,684
人件費					
給与および賃金		929,765	115,393	495,659	61,516
給与および賃金に係る					
社会保障費		98,171	12,184	51,741	6,422
補足年金費用		29,070	3,608	6,202	770
その他の社会保障費		54,189	6,725	46,070	5,718
		<u>1,111,195</u>	<u>137,910</u>	<u>599,672</u>	<u>74,425</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	0	0	2,844	353
その他の営業費用	11.1	225,054	27,931	107,739	13,371
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および					
類似財務費用		0	0	7,629	947
		<u>5,266,004</u>	<u>653,564</u>	<u>1,795,026</u>	<u>222,781</u>
法人所得税	8	3,210	398	3,210	398
前勘定科目に表示されていない					
その他の税金		33,320	4,135	7,145	887
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>227,250</u>	<u>28,204</u>
当期利益		<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>	<u>2,032,631</u>	<u>252,270</u>
費用合計					
収益					
純売上高	10.1	5,045,273	626,169	1,331,992	165,314
その他の営業収益	11.2	16,326	2,026	699,479	86,812
その他の利息および財務収益					
その他の利息および					
類似財務収益		14,750	1,831	1,160	144
		<u>226,185</u>	<u>28,072</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期損失		<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>	<u>2,032,631</u>	<u>252,270</u>
収益合計					

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2015年3月31日に終了した年度
(単位：ユーロ)

		2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
注					
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1. 事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2014年4月22日までの当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ法」という。))の第125 - 2条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。))の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/E U(以下「A I F M D」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2015年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの14の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603
- オフィス設備	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備	20%
- オフィス設備	50%

注4．債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、当年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250
損益の繰入額	-	11,363	215,887	-	215,887	(227,250)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	-	-	-
資本金増加	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	(226,185)
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)

2014年5月30日に開催された年次株主総会は、2014年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	1,292,277	400,287
未払販売報酬	86,152	26,686
	1,378,429	426,973

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	5,045,273	1,331,992
受領実績報酬	0	0
	<u>5,045,273</u>	<u>1,331,992</u>

2015年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2015年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	3,737,328	825,542
払戻し実績報酬	0	0
その他の費用	192,427	251,600
	<u>3,929,755</u>	<u>1,077,142</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロ、および2014年3月31日に終了した年度において825,542ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11. その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	20,000	45,000
その他の管理事務費用	205,054	62,739
	<u>225,054</u>	<u>107,739</u>

11.2 その他の営業収益

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	4,776	0
S N B L (S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社)への業務提供に対する引当金	11,550	2,875
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	0	659,618
償還済みファンドからの残余額	0	36,986
	<u>16,326</u>	<u>699,479</u>

2013年12月24日付で、S M B C日興証券株式会社は、日興・プレミア・ファンド(A B Lファンド・シリーズ)のシリーズ・トラストの(当座借越額に充当するための)償還に関して当社により支払われた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、2014年3月31日現在、当社において「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」として計上されている。

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
取締役	4	4

12.2 就業者

2015年3月31日および2014年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	4	4
従業員	2	2
	8	8

2014年3月31日に終了した会計年度中、年度を通じて以下の従業員が雇用された。

- 2013年5月	1名
- 2013年7月	1名
- 2013年9月	2名
- 2014年1月	4名

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

年度末以降、現在の財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2015**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 097	49 420
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	1 730 308	537 977
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		4 557	17 541
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		102 350	18 684
- Cash at bank		6 254 088	6 616 633
Prepayments		<u>30 507</u>	<u>47 740</u>
Total assets		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	44 622
other reserves	7	<u>1 154 757</u>	<u>938 870</u>
		1 210 742	983 492
- Profit or loss for the financial year		<u>(226 185)</u>	<u>227 250</u>
		6 430 777	6 656 962
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>232 504</u>	<u>115 156</u>
		232 504	115 156
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		105 197	88 904
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>
		<u>1 483 626</u>	<u>515 877</u>
Total liabilities		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2015
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	3 929 755	1 077 142
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		929 765	495 659
<i>Social security on salaries and wages</i>		98 171	51 741
<i>Supplementary pension costs</i>		29 070	6 202
<i>Other social costs</i>		<u>54 189</u>	<u>46 070</u>
		1 111 195	599 672
Value adjustments on current assets	4	0	2 844
Other operating charges	11.1	225 054	107 739
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>0</u>	<u>7 629</u>
		5 266 004	1 795 026
Income tax	8	3 210	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>33 320</u>	<u>7 145</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>227 250</u>
Total charges		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	5 045 273	1 331 992
Other operating income	11.2	16 326	699 479
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		14 750	1 160
Loss for the financial year		<u>226 185</u>	<u>0</u>
Total income		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2015**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

Until April 22, 2014, the purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “2010 Law”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “Funds”). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “2013 Law”) and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “Annex”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2015, the Company manages 14 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****2.1 Foreign currency translation (continued)**

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets					
of which:					
-furniture, fixture and fittings	7,264	0	0	(1,661)	5,603
-office arrangements	47,483	0	1,394	(29,383)	19,494
	<u>54,747</u>	<u>0</u>	<u>1,394</u>	<u>(31,044)</u>	<u>25,097</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

- Furniture, fixture and fittings 20%
- Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2015 and March 31, 2014 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounts to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the year.

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250
Allocation of the result	-	11 363	215 887	-	215 887	(227 250)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	-	-	-
Increase of Capital	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(226 185)
Balance at March 31, 2015	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>953 957</u>	<u>200 800</u>	<u>1 154 757</u>	<u>(226 185)</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 30, 2014 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 – Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2015 and March 31, 2014 are analysed as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory fees payable	1 292 277	400 287
Distribution fees payable	<u>86 152</u>	<u>26 686</u>
	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Management fees received	5 045 273	1 331 992
Performance fees received	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>5 045 273</u>	<u>1 331 992</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2015 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2015. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 Other external charges

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	3 737 328	825 542
Performance fees reimbursed	0	0
Other expenses	<u>192 427</u>	<u>251 600</u>
	<u>3 929 755</u>	<u>1 077 142</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015 and EUR 825 542 during the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.2 Other external charges (continued)**

The performance fee receives by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Other expenses corresponds to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations,...

Note 11 – Other operating charges and other operating income**11.1 Other operating charges**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Director's fees	20 000	45 000
Other administrative expenses	<u>205 054</u>	<u>62 739</u>
	<u>225 054</u>	<u>107 739</u>

11.2 Other operating income

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	4 776	0
Provision for service provided to SNBL	11 550	2 875
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	0	659 618
Residual cash from liquidated funds	<u>0</u>	<u>36 986</u>
	<u>16 326</u>	<u>699 479</u>

On December 24, 2013, SMBC Nikko Securities Inc paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the liquidation (to cover the overdrafts) of the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" as at March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Directors	4	4

12.2 Personnel

The number of persons employed as at March 31, 2015 and March 31, 2014 was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Senior Management	2	2
Middle Management	4	4
Employees	<u>2</u>	<u>2</u>
	<u>8</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2014, the employees were hired throughout the year as follows:

- 1 employee in May 2013
- 1 employee in July 2013
- 2 employees in September 2013
- 4 employees in January 2014.

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence."

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 13 - Off balance sheet items (continued)**

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

There is no significant event after year-end which requires disclosure in the present financial statements.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.11円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年9月30日現在

(単位:ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	12,151	1,508	25,097	3,115
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,673,960	331,865	1,730,308	214,749
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,055,376	255,093	4,557	566
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	144,760	17,966	102,350	12,703
現金および預金	3,990,793	495,297	6,254,088	776,195
手許現金	510	63	0	0
前払金	21,076	2,616	30,507	3,786
	<u>8,886,474</u>	<u>1,102,900</u>	<u>8,121,810</u>	<u>1,007,998</u>
資産合計	<u>8,898,626</u>	<u>1,104,408</u>	<u>8,146,907</u>	<u>1,011,113</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	675,930	5,446,220	675,930
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	55,985	6,948	55,985	6,948
その他の積立金	928,572	115,245	1,154,757	143,317
	<u>984,557</u>	<u>122,193</u>	<u>1,210,742</u>	<u>150,265</u>
- 当期損益	5,434	674	(226,185)	(28,072)
	<u>6,436,211</u>	<u>798,798</u>	<u>6,430,777</u>	<u>798,124</u>
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	138,210	17,153	232,504	28,856
	<u>138,210</u>	<u>17,153</u>	<u>232,504</u>	<u>28,856</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	38,830	4,819	105,197	13,056
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,285,375	283,638	1,378,429	171,077
	<u>2,324,205</u>	<u>288,457</u>	<u>1,483,626</u>	<u>184,133</u>
負債合計	<u>8,898,626</u>	<u>1,104,408</u>	<u>8,146,907</u>	<u>1,011,113</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2015年4月1日から2015年9月30日までの期間
(単位：ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	4,179,678	518,740	3,929,755	487,722
人件費	489,412	60,741	1,111,195	137,910
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	138,794	17,226	225,054	27,931
その他の利息および類似財務費用	41,000	5,089	0	0
	<u>4,848,884</u>	<u>601,795</u>	<u>5,266,004</u>	<u>653,564</u>
法人所得税	17,688	2,195	3,210	398
前勘定科目に表示されていない その他の税金	0	0	33,320	4,135
	<u>4,866,572</u>	<u>603,990</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>
当期利益	<u>5,434</u>	<u>674</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>
収益				
純売上高	4,859,724	603,140	5,045,273	626,169
その他の営業収益	12,281	1,524	16,326	2,026
その他の利息および類似財務収益	0	0	14,750	1,831
	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,076,349</u>	<u>630,026</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>28,072</u>
収益合計	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

（利益相反については、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、利益相反のリスク」を参照。）

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

（2）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド(以下「受託会社」という。)

(イ)資本金の額

2015年2月末日現在、500,000米ドル(約5,681万円)

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買の仲値(1米ドル=113.62円)による。

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2)S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(以下「保管会社」および「管理事務代行会社」という。)

(イ)資本金の額

2016年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約112億円)

(ロ)事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立されたS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

(3)S M B C日興証券株式会社(以下「代行協会員」および「販売会社」という。)

(イ)資本金の額

2016年3月末日現在、100億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4)UBSアセット・マネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)

(イ)資本金の額

2016年2月末日現在、22億円

(ロ)事業の内容

投資運用会社は1996年4月1日に設立された。金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業を営んでいる。

(5)UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)(以下「副投資運用会社」という。)

(イ)資本金の額

副投資運用会社は、UBS銀行の一部門である。UBS銀行の資本金の額は、2015年12月末日現在、385,840,846.6スイス・フラン(約440億円)である。

(注)スイス・フランの円貨換算は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=113.95円)による。

(ロ)事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド

信託証書に基づき、管理会社は、ファンドの運営を行う。管理会社は、ファンドの管理事務業務を管理事務代行会社に授権している。管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務業務に関して単独で責任を負い、また、ファンドの登録代行会社として行為する。管理会社は、常に本書に記載された投資方針および投資制限に従うことを条件として、信託財産またはその一部についてあらゆる方法による取引または処分を行う完全な権限を有している。

受託会社は、授権された者および再授権をされた者（管理会社、管理事務代行会社および保管会社を含むがこれらに限定されない。）の行為を監督する義務を負わず、これらの者の失当行為、重過失、詐欺または故意の不履行によって生じたいかなる損害についてもかかる損失が受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わない。

信託証書は、ファンドの資産からの受託会社の補償を定めており、故意による不履行または詐欺がない限り、ファンドに関する受託会社の作為または不作為について免責している。

信託証書は、受益者は本信託証書の条項に基づき受託会社に対し要求、訴訟、要請または権利に関し信託財産資産しか引当にすることができず、受益者はいかなる状況においても、請求、訴訟、要求、権利が受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺である場合を除いて、受託会社のその他の資産または財産に求償することはできない旨規定する。信託財産がなくなった後に存在する、かかる要求、訴訟、要請または権利は、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺に基づく場合を除き、履行または消滅したものとみなされる。

受託会社は、すべての受益者および管理会社に対し30日以上前に通知することにより、辞任することができる。

その業務に対し、受託会社は、信託財産のみから、本書に記載された料率の報酬を受領する。

受託会社は、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、ファンドに関する受託会社としてその義務を適切に履行するにあたり被った訴訟、費用、請求、損害、経費または要求に関して、ファンドの未分割の資産から補償を受ける権利を有する。受託会社は、管理会社の指示に基づく作為または不作為によって責任を負うことはなく、また、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、またはその他の授権された者もしくは再授権をされた者の作為または不作為によりファンドに生じた損失または損害について、責任を負わない。本書の他のページに記載されているとおり、受託会社は、一定の責任を管理会社に授権している。

ファンドに関する業務に対し、受託会社および管理会社は、ファンドの未分割の資産から本書に記載される基準に基づき、報酬ならびに弁済費用を支払われる。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、管理会社の一般的な監督の下、特に以下の事項について責任を有する。（ ）ファンドの商業帳簿・記録および会計帳簿・記録の維持、（ ）年次会計書類の作成、（ ）定期的に受益者と連絡をとること、（ ）評価日の受益証券の純資産価額の計算・公表。管理事務代行会社は、ファンドの登録および名義書換代行会社として行為し、本書に規定された要項に基づき販売、買戻しおよび移転の手配をし、受益証券の管理事務に関して必要な他のすべての計算および事務サービスを行う。日本の投資家のための買戻しおよび移転の手配、日本の受益者との定期的連絡を含む、日本での管理事務業務の一部は、受益証券販売買戻契約に基づき、日本における販売会社が行う。

管理会社および受託会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社との間で、ファンドに関し、2005年5月11日頃の日付の保管契約（以下「保管契約」という。）を締結した。保管契約は、ファンドのすべての有価証券および現金（トレーディング・アカウントまたはオペレーティング・アカウント（他の銀行の口座とすることもできる。）にて保有しているものを除く。）は、ファンドのために保管

会社によって、または保管会社の指図に従って保管される旨規定する。保管会社はまた、利付投資対象への一時的な投資にかかる元本および利息の回収、有価証券取引に関する支払いおよび手取金の回収をも行う。

管理事務代行契約および保管契約はそれぞれ、一方当事者による90日前の書面による通知により、ペナルティなしで終了される。

管理会社は、管理事務代行会社および保管会社に対して、信託財産のみから、その業務に対し本書に記載された料率の報酬を支払う。S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、多数の投資信託に対して、保管業務および/または管理事務代行業務を提供している。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンドの日本における販売業務を行う。

(4) UBSアセット・マネジメント株式会社

投資運用会社は、ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。投資運用会社は、投資運用契約に基づき、ファンドの資産の運用に関する責任を委任されている。

(5) UBS AG、UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）

副投資運用会社は、投資運用会社からの委任を受けて、ファンドの資産の投資および再投資の運用管理業務を行う。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信

託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、COMMON・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 ）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
 - (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
 - (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
 - (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
 - (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
 - (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パート

ナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

目論見書の記載事項

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

次の事項を記載することがある。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社、投資運用会社、販売会社等の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(4) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の株式等を投資対象としている。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられた株式等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがある。また、ファンドに組み入れられた株式等は、その発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きし、これにより、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。また、ファンドの投資対象地域においては、先進諸国に比較して、政治・経済が不安定であり、その結果、ファンドが期待された収益をあげられず、投資元本の全部または一部が失われる可能性がある。投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落によって、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「運用リスク」、「株式投資に関するリスク」、「為替リスク」、「外国市場およびエマージング市場リスク」、「デリバティブ・リスク」、「投資価値の変動」および「マーケット・タイミングおよび時間外取引」などがある。」

ファンド証券の券面

ファンド証券の券面は発行されない。

別紙 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

「管理事務代行会社」	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社
「代行協会員」	S M B C日興証券株式会社
「A I F M」	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
「A I F M D」	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）をいう。
「監査人」	デロイト・アンド・トウシュ
「営業日」	以下の（ ）、（ ）および（ ）を除く日 （ ）ニューヨーク、ロンドン、スイス（チューリッヒ）、ルクセンブルグまたはケイマン諸島において銀行が休業することが認められまたは休業しなければならない日 （ ）ニューヨークまたはロンドンの証券取引所の休業日 （ ）日本の金融商品取引業者の休業日
「ケイマン」	英国海外領ケイマン諸島
「保管会社」	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社
「販売会社」	S M B C日興証券株式会社および/または管理会社が随時信託証書の規定に従い販売会社として任命するその他の個人または法人。
「適格投資家」	以下（ a ）または（ b ）のいずれかに該当する者 （ a ）以下のいずれにも該当しない者 （ ）米国人 （ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に所在する人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免除法人または非居住法人を除く。） （ ）上記（ ）もしくは（ ）に該当する者の保管者、ノミニーまたは受託者 （ b ）管理会社が本書の規定に従い随時決定するその他の人または法人
「投資対象」	投資目的・投資方針に基づき許される投資対象
「投資運用会社」	UBSアセット・マネジメント株式会社
「ルクスGAAP」	ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則
「管理会社」	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
「純資産価額」	信託証書第12条に基づき決定される信託財産の資産の評価額から信託財産の負債を差し引いた金額 文脈上要求される場合には、ファンドのいずれかのクラスまたはシリーズの純資産価額を指す。
「純資産価格」または 「1口当たり純資産価格」	特定の受益証券クラスに帰属すべき純資産価額を当該クラスの発行済受益証券口数で除した金額 文脈上要求される場合には、受益証券のサブ・クラスの1口当たり純資産価格を指す。

「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手しうる、または管理会社または管理事務代行会社により同意された、買戻請求書の様式
「買戻価格」	信託証券第14条に基づき計算される価格
「副投資運用会社」	UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)
「買付注文書」	管理会社または管理事務代行会社から入手しうる、または管理会社または管理事務代行会社により同意された、買付注文書の様式
「信託財産」	信託証券に指定された信託により受託会社によって保有される当初金額10,000円および受益証券の発行による手取金ならびに信託証券に規定された信託により受託会社によって当該時において保有されるかまたは保有されるとみなされるすべての現金、その他の財産および資産
「信託証券」	ファンドを設定するために受託会社と管理会社の間で締結された2005年5月11日付信託証券(2008年4月25日、2013年4月26日および2015年6月15日付で補完済、随時修正される。)
「受託会社」	メイブルズ・エフエス・リミテッド
「受益証券」	信託財産に対する受益的権利が分割された、等分の分割しえない持分分派上要求される場合には、あるクラスまたは複数のクラスの受益証券を指す。
「米国」	アメリカ合衆国、その州、領土もしくは属領またはアメリカ合衆国政府、その機関もしくは下部組織の領地
「米国人」	()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づき設立され継続するパートナーシップ、法人もしくはその他の機関、()執行人もしくは管理人が米国人である財団、()受託者が米国人であるトラスト、()外国機関の米国に所在する代理店もしくは支店、()米国人の非一任勘定もしくは類似の勘定、()米国で組織もしくは設立された、もしくは(個人の場合)米国に居住する、ディーラーもしくは受託者により保有される一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、または() (A)外国の法域の法律に基づき組織もしくは設立された、もしくは(B)米国人により主として米国証券法に基づき登録されていない証券に投資する目的で設立された、パートナーシップもしくは法人で、自然人、財団または信託ではない公認投資家(米国証券法の規則501(a)に定義される。)により組織、設立もしくは所有されるものでないもの
「受益者」	各時点における受益証券の登録保有者 共同保有者として登録されている場合には、共同保有者を含む。
「評価日」	各営業日または管理会社が決定するその他の日
「円」	日本における法定通貨

ケイマン諸島

日興 拡大欧州株式ファンド
独立監査人の報告書

日興 拡大欧州株式ファンドの受託会社御中

我々は、日興 拡大欧州株式ファンドの2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了する年度の運用計算書および純資産の変動（すべて日本円で表示される）、ならびに財務書類に関連する重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、本財務書類が重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確証を得るための監査を計画・実施することを要求する。

監査には、本財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤りによる財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含む監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、状況において適切な監査手続の設計のため、企業の財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制を監査人は考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。監査にはまた受託会社および管理会社によって使用された会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査についての証拠は、我々の監査意見の基準となるのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、本財務書類は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、2015年10月31日現在の日興 拡大欧州株式ファンドの財政状態ならびに同日に終了する年度の運用実績および純資産変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、我々の監査との関連で検討をしているが、上述の基準に従って遂行された特定の監査手続の対象ではない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

デロイト・アンド・トゥシュ

2016年3月24日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Cayman Islands

Independent Auditors' report

To the Trustee of Nikko European Convergence Equity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko European Convergence Equity Fund which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at October 31, 2015, and the related statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko European Convergence Equity Fund as at October 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

March 24, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2015年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2015年5月27日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 27, 2015

KPMG Luxembourg, Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

日興 拡大欧州株式ファンド

独立監査人の報告書

日興 拡大欧州株式ファンドの受託会社御中

我々は、日興 拡大欧州株式ファンドの2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了する年度の運用計算書および純資産の変動（すべて日本円で表示される）、ならびに財務書類に関連する重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、本財務書類が重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確証を得るための監査を計画・実施することを要求する。

監査には、本財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤りによる財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含む監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、状況において適切な監査手続の設計のため、企業の財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制を監査人は考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。監査にはまた受託会社および管理会社によって使用された会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査についての証拠は、我々の監査意見の基準となるのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、本財務書類は、2014年10月31日現在の日興 拡大欧州株式ファンドの財政状態ならびに同日に終了する年度の運用実績および純資産変動がルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トゥッシュ ケイマン諸島

2015年4月7日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko European Convergence Equity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko European Convergence Equity Fund which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2014, and the related statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen) , and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko European Convergence Equity Fund as at October 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

April 7, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。